

# 平成 25 年度 汚染負荷量賦課金申告の手引

汚染負荷量賦課金は、「公害健康被害の補償等に関する法律」  
に定められているものです。

この手引に従って、期限内に適正な申告と納付をされますよ  
うお願いします。

申告と納付の期限は平成 25 年 5 月 15 日(水)です。



独立行政法人  
環境再生保全機構

申告書類は下記へ提出して下さい。

## 「公害健康被害補償・予防の手引」の入手方法について

「公害健康被害補償・予防の手引」は、独立行政法人環境再生保全機構のホームページにある賦課金ホームページ (<http://www.erca.go.jp/fukakin/>) でダウンロードできます。

独立行政法人環境再生保全機構では、関係者の皆さんに公害健康被害補償制度を正しく理解していただくために、「公害健康被害補償・予防の手引」を作成し、当機構のホームページで公表しております。

「公害健康被害補償・予防の手引」は、質疑応答形式でわかりやすく取りまとめるとともに、参考資料及び用語解説も掲載していますので、実務担当者の解説書としてご活用ください。

# 目 次

|     |                                    |    |
|-----|------------------------------------|----|
| I   | 公害健康被害者への補償について                    | 1  |
| II  | 汚染負荷量賦課金の申告・納付について                 | 2  |
| 1.  | 納付義務者                              | 2  |
| 2.  | 申告書の記載方法                           | 3  |
| 3.  | 過去分のSO <sub>x</sub> 累積換算量の算定       | 5  |
| 4.  | 現在分のSO <sub>x</sub> 排出量（前年の排出量）の算定 | 5  |
| (1) | 前年のSO <sub>x</sub> の排出量算定の方式       | 5  |
| (2) | A様式を用いる場合の算定方法                     | 9  |
| (3) | B、C及びD様式を用いる場合の算定方法                | 13 |
| (4) | 具体的な計算                             | 13 |
| (5) | 燃原料の硫黄分が「0.01%未満」の場合の記載例           | 13 |
| 5.  | 申告と納付の方法                           | 15 |
| 6.  | 申告書に添付すべき書類                        | 17 |
| 7.  | 申告等に関連する諸届出                        | 18 |
| 8.  | 申告後に誤りを訂正する場合                      | 18 |
| 9.  | 強制徴収・罰則・書類の保存義務等                   | 19 |
| 10. | その他                                | 19 |
| 参考  |                                    |    |
| 1.  | B様式、C様式及びD様式の記載例                   |    |
| (1) | B様式を用いる場合の算定方法                     | 21 |
| (2) | C様式を用いる場合の算定方法                     | 25 |
| (3) | D様式を用いる場合の算定方法                     | 29 |
| 2.  | 排出ガスの測定の一般事項並びにE様式及びb様式の記載方法       |    |
| (1) | 排出ガスの測定の一般事項（E様式及びb様式共通）           | 34 |
| (2) | E様式を用いる場合の一般事項及び記載方法               | 37 |
| (3) | b様式を用いる場合の一般事項及び記載方法               | 45 |
| 3.  | JIS Z 8401による数値の丸め方                | 51 |
| 4.  | 申告後に誤りを訂正する場合（修正申告）                | 52 |
| 5.  | 業種名とその分類                           | 54 |
| 6.  | 商工会議所一覧表                           | 55 |
| 7.  | 関係法令集                              | 56 |

## 申告等に関連する諸届出書式・記載例

「代理人選任・解任届出書」「名称等変更届出書」

## I 公害健康被害者への補償について

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号。以下「法」という。）に基づく公害健康被害者への補償給付等は、昭和63年3月1日の第一種地域の指定解除以降、既に認定された方々のみとなりました。

その概要は、次の表のとおりです。

| 項 目                         | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 条文(法)                                    |
|-----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 性 格                         | 民事責任を踏まえ、公害によって生じた健康被害の損害をてん補する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 第 1 条                                    |
| 対 象                         | 大気汚染の影響による健康被害としての慢性気管支炎等の4疾病。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 第 2 条                                    |
| 既 認 定 の<br>考 え 方            | 大気汚染による疾患(ぜん息等)については、大気の汚染の影響によるものとして認定するための制度的取り決めとして、「指定地域」、「ばく露期間」及び「指定疾病」の3要件を定めている。                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 第 4 条                                    |
| 補 償 給 付<br>の 種 類            | (1)療養の給付及び療養費 (5)児童補償手当<br>(2)障害補償費 (6)療養手当<br>(3)遺族補償費 (7)葬祭料<br>(4)遺族補償一時金                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 第 3 条                                    |
| 公 害 保 健<br>福 祉 事 業<br>の 種 類 | (1)リハビリテーション事業<br>(2)転地療養事業<br>(3)療養用具支給事業<br>(4)家庭療養指導事業<br>(5)インフルエンザ予防接種費用助成事業                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 第 46 条                                   |
| 費 用 負 担                     | (1)補償給付費 汚染原因者——全 額<br><div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 汚染負荷量賦課金…8割<br/> 自動車重量税引当…2割 </div><br>(2)公 害 保 健 国 ——4分の1<br>福 祉 事 業 費 都道府県等——4分の1<br>汚染原因者——2分の1<br><div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 汚染負荷量賦課金…8割<br/> 自動車重量税引当…2割 </div><br>(3)給付事務費 国 ——2分の1<br>都道府県等——2分の1<br>(4)徴収事務費 一部国庫補助、残り汚染負荷量賦課金 | 第48～52条<br><br>第 49 条<br>第 51 条<br>附則第9条 |
| 汚染負荷量<br>賦 課 金 の<br>徴 収 方 法 | (1)汚染に対する寄与の程度に応じて、徴収権限をもった「独立行政法人環境再生保全機構(以下「機構」という。)」が徴収する。<br>(2)ばい煙発生施設等設置者は、汚染負荷量賦課金を納付する義務を負う。                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 第52～61条                                  |

## Ⅱ 汚染負荷量賦課金の申告・納付について

### 1. 納付義務者（法第52条）

汚染負荷量賦課金の納付義務者は、次に掲げる要件を満たす工場・事業場を有し、又は、有していた事業者です。すなわち、昭和62年度に納付義務者であった者は、汚染負荷量賦課金を申告・納付する義務があります。

|                                                  |                                                                                                                                                                         |
|--------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ばい煙発生施設等<br>（大気汚染防止法に<br>定めるもの）を設置し<br>ていた工場・事業場 | ① 昭和62年4月1日にばい煙発生施設等を設置していたこと。                                                                                                                                          |
|                                                  | ② その施設が、 <b>硫黄酸化物</b> を排出し得るものであったこと。                                                                                                                                   |
|                                                  | ③ その施設が設置されていた工場・事業場における最大排出ガス量*の合計が、指定地域解除前の地域区分に応じて定められていた次の量以上であったこと。<br><br>旧指定地域            5,000 m <sup>3</sup> N/h<br>その他地域            10,000 m <sup>3</sup> N/h |

※ 最大排出ガス量とは、ばい煙発生施設を定格の能力（長時間安定して運転することができ、最大限の能力）で運転したときの施設の排出ガス量（湿りガス）の合計をいいます。

また、排風機（ブロワ）を使用している施設については、原則として排風機の排風能力（m<sup>3</sup>N/h）をもって最大排出ガス量とします。

なお、最大排出ガス量の合計には、予備施設・休止施設等のガス量も含まれます。

〔付記〕 昭和63年の制度改正後における納付義務者は、指定地域の解除が行われた年度である昭和62年度の初日、すなわち昭和62年4月1日に上記要件を満たしていた工場・事業場を設置していた事業者であり、昭和62年4月2日以後に、ばい煙発生施設を改造又は廃止したこと等によって、当該工場・事業場の最大排出ガス量の合計が、旧指定地域5,000 m<sup>3</sup>N/h未満、その他地域10,000 m<sup>3</sup>N/h未満に減少した場合でも汚染負荷量賦課金を申告・納付する義務があります。

## 2. 申告書の記載方法

申告書に記載する際には、次の事項に十分留意していただくとともに、申告書（事業者用）の裏面を参照してください。なお、申告書は4枚1組の複写式となっておりますので、**ボールペン**ではっきり記入してください。

また、申告書及び添付書類は、フロッピーディスク又はオンラインによって提出することも可能です。この場合の申告書等の作成方法は、別冊「平成 25 年度汚染負荷量賦課金オンライン申告・FD 申告マニュアル」を参照してください。

**申告書記載例**

平成25年度汚染負荷量賦課金申告書  
平成25年 5月13日

独立行政法人環境再生保全機構理事長 殿  
公害健康被害の補償等に関する法律第55条第1項の規定に基づき、次のとおり申告します。

① 申告区分 1 賦課金区分 1 汚染負荷量賦課金番号 03309012

② 納ばい付煙発生施設等設置者 (フリガナ) カナガワケン カワサキシ サイワイク オオミヤチョウ 1310  
(住所) 2 1 2 8 5 5 4 神奈川県 川崎市 幸区 大宮町 1310  
(フリガナ) アオゾラ コウギョウ カブシキガイシャ  
(氏名又は名称) 青空工業株式会社 (印)  
(フリガナ) アオゾラ イチロウ (フリガナ) オオモリ カズオ  
(代表者氏名) 青空 一郎 (印) (同左 代理人) 大森 一夫 (印)  
(資本金) 兆 十億 百万 千円 3 7 6 2 3 0 0 0 0

③ 対象工場・事業場 (フリガナ) ミヤギケン センダイシ ミヤギノク ミナト 1-2-3  
(所在地) 9 8 3 0 0 0 1 宮城県 仙台市 宮城野区 港 1-2-3  
(フリガナ) センダイ コウジョウ  
(名称) 仙台工場 電話番号 022-562-8181  
(フリガナ) オオモリ カズオ (業種名) ④ 立方メートル/時 百万 千 百 1 時間当たりの最大排出ガス量 9 2 0 7 6  
(工場長の氏名) 大森 一夫 鉄鋼業

⑤ 汚染負荷量の計算 (イ) 硫黄酸化物排出量 (ロ) 単位排出量当たり賦課金 (円/立方メートル) (ハ) (イ) × (ロ) 汚染負荷量賦課金額  
過去分 累積換算量 (立方メートル/算定基準期間) 円 銭 1 1 . 1 1 4 5 8 5 9 8  
前年の排出量 (立方メートル/年) 1 . 2 . 5 . 6 . 1 1 1 . 1 1  
現在分 量汚 3 1 7 7 8 3 4 6 4 1 8 7  
⑥ 延納の申請 (イ) する (ロ) しない 合計 3 9 2 2 7 0 0

⑦ 汚染負荷量賦課金の期別納付額内訳  
(イ) 全期又は第1期 (初期) (ロ) 第2期 (ハ) 第3期 (ニ) 第4期  
A 3 B 2 (92016) (0401) 仙台  
E 6 b 1 2

注) 「事業者用」裏面の注意をよく読んで記入してください。

作成 所属課 環境課  
担当者 電話番号 022-562-8181 (内263)  
フリガナ タイキ マモル  
氏名 大伊木 守

## (1) 汚染負荷量賦課金の計算

申告書「⑤ 汚染負荷量賦課金の計算」は、算定基礎期間（昭和57年から昭和61年まで）における硫黄酸化物（以下「SO<sub>x</sub>」という。）の累積換算量に過去分賦課料率を乗じた過去分汚染負荷量賦課金額と、前年（平成24年1月1日から平成24年12月31日まで）のSO<sub>x</sub>排出量に現在分賦課料率を乗じた現在分汚染負荷量賦課金額をそれぞれ算出し、合計します。

○「(イ)硫黄酸化物排出量」欄中の上欄の「過去分」の「累積換算量（立方メートル／算定基礎期間）」は、あらかじめプリントしてあります。

また、下欄の「現在分」の「前年の排出量（立方メートル／年）」は、同一工場・事業場における**すべての施設等から排出された総量\***を記入してください。

※1 昭和62年4月2日以後に新設及び増設した施設から排出された量を含みます。

※2 大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設以外の施設から排出された量を含みます。

※3 予備施設から排出された量及び試運転により排出された量を含みます。

なお、1 m<sup>3</sup>N 未満の端数が生じるときは、これを切り捨ててください。

|     |      |                       |                       |
|-----|------|-----------------------|-----------------------|
| 〈例〉 | A-01 | 12.7 m <sup>3</sup> N |                       |
|     | A-02 | 23.4 m <sup>3</sup> N |                       |
|     | C-01 | 34.5 m <sup>3</sup> N |                       |
|     | 合計   | 70.6 m <sup>3</sup> N | → 70 m <sup>3</sup> N |

○「(ロ)単位排出量当たり賦課金」欄中の上欄の「過去分」欄は、全国一律で定められています。

また、下欄の「現在分」欄は、地域ごとに定められていますので「平成25年度 汚染負荷量賦課金賦課料率について」で確認の上、該当する番号に○を付してください。

○「(ハ)=(イ)×(ロ)汚染負荷量賦課金額」は、欄中の上欄の過去分汚染負荷量賦課金額若しくは中欄の現在分汚染負荷量賦課金額に**1円未満の端数が生じるとき**、又は合計額に**100円未満の端数が生じるときはこれらを切り捨て**てください。

### 〔計算式〕

(過去分汚染負荷量賦課金額 …………… 1円未満は切捨て)

昭和57年から昭和61年までのSO<sub>x</sub>累積換算量×過去分賦課料率  
＝過去分汚染負荷量賦課金額

(現在分汚染負荷量賦課金額 …………… 1円未満は切捨て)

平成24年1月1日から平成24年12月31日までのSO<sub>x</sub>排出量×現在分賦課料率  
＝現在分汚染負荷量賦課金額

(汚染負荷量賦課金額 …………… 100円未満は切捨て)

過去分汚染負荷量賦課金額＋現在分汚染負荷量賦課金額  
＝汚染負荷量賦課金額

## (2) 汚染負荷量賦課金の期別納付額内訳

○ 延納を申請する場合

汚染負荷量賦課金額が**30万円以上である納付義務者は、4期に分けて延納することができません**。延納する場合は、申告書「⑥ 延納の申請」の(イ)に○を付し、「⑦ 汚染負荷量賦課金の期別納付額内訳」の「(イ)全期又は第1期(初期)」、「(ロ)第2期」、「(ハ)第3期」及び

「(ニ)第4期」の欄に⑤の「(ハ)=(イ)×(ロ)汚染負荷量賦課金額」の合計欄に記入した金額の1/4ずつを記入してください。

なお、**100円未満の端数が生じた場合は、第1期から第4期までの100円未満の金額をすべて第1期の金額に合算**してください。

〈例〉3,922,700円の場合は

$$3,922,700円 \times 1/4 = 980,675円$$

第1期分については

$$980,600 + 75 \text{ (100円未満の端数)} \times 4 \text{ (4期分)} = 980,900円$$

第2期分以降については980,600円となります。

○ 延納を申請しない場合

⑥延納の申請の(ロ)に○を付し、⑤の「(ハ)=(イ)×(ロ)汚染負荷量賦課金額」の合計欄に記入した金額と同額を、⑦の「汚染負荷量賦課金の期別納付額内訳」の「(イ)全期又は第1期(初期)」の欄に記入してください。

### 3. 過去分のSO<sub>x</sub>累積換算量の算定（施行令第31条、第32条）

算定基礎期間（昭和57年から昭和61年まで）におけるSO<sub>x</sub>の各年間排出量、つまり、昭和58年度から昭和62年度までの各年度申告SO<sub>x</sub>量に、各年の換算係数をそれぞれ乗じて合計し、5年分の累積換算量として算定してあります。

なお、過去分SO<sub>x</sub>累積換算量は、申告書の「⑤(イ)硫黄酸化物排出量」の過去分欄にプリントしてあります。

### 4. 現在分のSO<sub>x</sub>排出量（前年の排出量）の算定（施行規程第3条）

同一工場・事業場において、平成24年1月1日から平成24年12月31日までの間に使用したすべての燃料、原材料及び廃棄物の量等から、次の方法によりSO<sub>x</sub>の排出量を算定してください。

#### （1）前年のSO<sub>x</sub>の排出量算定の方式

SO<sub>x</sub>排出量の算定は、次の4種類の様式を用いて行うことができます。これらの様式は電算処理しますので、必ず所定の様式（3枚複写）を用い、数字はマス目の中に、**ボールペン**で、はっきり記入してください。

なお、納付義務者が電算機等で独自に様式を作成する場合は、各様式の1枚目（機構用）及び2枚目（機構用写）を機構所定の様式と同一のものとしてください。

**A様式**…燃料、原材料及び廃棄物（清掃工場等で焼却する廃棄物を除く。）（以下「燃原料」という。）の使用量、密度及び含有する硫黄分から求める場合に用いる最も標準的なものです。

ただし、A様式によることができない等の場合は、次のB、C及びDの各様式を使用し、算定してください。

また、添付書類として補正後の脱硫効率の算定の過程を示す書類(E)（以下「**E様式**」という。）があります。

**B様式**…燃原料の使用量及び含有する硫黄分等を正確に把握することが困難なため、排出ガスの測定によって求める方法の場合に用います。ただし、**排出ガスの測定は2か月に1**

回以上とし、各回ごとに排出ガス量、硫黄酸化物濃度（以下「SO<sub>x</sub>濃度」という。）及び酸素濃度（以下「O<sub>2</sub>濃度」という。）を測定することが必要です。

また、添付書類として排出ガス測定の結果を示す書類（b）（以下「b様式」という。）があります。

なお、使用する燃原料に関する事項については、A様式と同様に記入してください。

**C様式**…燃原料の含有する硫黄分が製品又は中間製品等に吸収・残留する場合で、装入する硫黄量と吸収・残留する硫黄量から求める場合（Sバランスによる計算）に用います。ただし、**原材料及び製品等に含有する硫黄分は、%表示で小数点以下3けた（4けた以下切捨て）まで計算**してください。月内に硫黄分の異なる原材料を使用したときは、加重平均してください。加重平均の数値は、小数点以下4けた目をJIS Z 8401（数値の丸め方）による方法又は四捨五入によって、小数点以下3けたまでとしてください。（丸め方は、51ページを参照してください。）

なお、燃料中の硫黄分については、A様式と同様に計算してください。

**D様式**…清掃工場等が廃棄物を焼却する場合に用います。

なお、廃棄物等の硫黄分によって算定する場合は、A様式と同様に計算してください。ただし、排出ガス測定によって算定する場合は、添付書類としてb様式を使用してください。

**E様式**…A、C又はD様式のa欄において「補正後の脱硫効率」欄に記入する数値の根拠を明らかにするため、排出口から大気へ排出されるSO<sub>x</sub>の測定結果等から脱硫効率を算定する場合に用いる添付書類です。

**b様式**…B又はD様式のb欄を用いてSO<sub>x</sub>量を算定するための排出ガス測定結果を明らかにするための添付書類です。

《 メ モ 》

# ① SO<sub>x</sub>排出量の計算式

使用する燃原料よりSO<sub>x</sub>排出量を計算する場合の計算式は、次のとおりです。

使用する燃原料が

## (イ) 液体の場合

燃原料の前年における使用量(単位: ℓ) × 密度(単位: g/cm<sup>3</sup>) × 含有する硫黄分の成分割合(質量比) ×  $\frac{22.4}{32}$

## (ロ) 固体の場合

燃原料の前年における使用量(単位: kg) × 含有する硫黄分の成分割合(質量比) ×  $\frac{22.4}{32}$

## (ハ) 気体の場合

燃原料の前年における使用量(単位: 温度 0℃、圧力 1 気圧の状態に換算した容積 (m<sup>3</sup>)) × 含有する硫黄分の成分割合(容量比)

(注 1)  $\left( \frac{22.4}{32} = 0.7 \right) \cdots$  硫黄 1 kg が燃えたときに生ずる SO<sub>x</sub> を 0℃、1 気圧(標準状態)の状態に換算したときの容積(m<sup>3</sup>)を表します。

(注 2) 脱硫によって、SO<sub>x</sub> が除去された場合

(イ)、(ロ)又は(ハ)によって算出した量から、実際に除去された SO<sub>x</sub> の量を控除します。

# ② 燃原料コード

A、B、C 及び D 各様式において SO<sub>x</sub> の年間排出量を算定する場合の燃原料コードは、次に掲げる「燃原料コード表」から該当する番号を選び、燃原料の種別のコード欄に記入してください。

(使用している燃原料がコード表にない場合は、液体燃料・固体燃料・気体燃料・廃棄物・原材料の区分の中から、「その他」のコードを適用してください。)

燃原料コード表

|         |     |    |             |    |             |    |             |    |
|---------|-----|----|-------------|----|-------------|----|-------------|----|
| 液 体 燃 料 |     |    | その他の液体燃料    | 29 | コークス炉ガス     | 46 | ゴ ム         | 67 |
| A       | 重 油 | 01 | 固 体 燃 料     |    | 高 炉 ガ ス     | 47 | 合 成 樹 脂     | 68 |
| B       | 重 油 | 03 | 石 炭         | 31 | その他の気体燃料    | 59 | 石 油 か す     | 69 |
| C       | 重 油 | 05 | コ ー ク ス     | 33 | 廃 棄 物       |    | 廃 液         | 71 |
| 混 合 重 油 |     | 09 | 木 材         | 35 | 都 市 ご み     | 61 | その他の廃棄物     | 79 |
| 軽 油     |     | 11 | その他の固体燃料    | 39 | 汚 泥 ケ ー キ   | 62 | 原 材 料       |    |
| 灯 油     |     | 13 | 気 体 燃 料     |    | 排 水 処 理 汚 泥 | 63 | 窯業・土石原料     | 84 |
| ナ フ サ   |     | 14 | 都 市 ガ ス     | 41 | 紙 く ず       | 64 | 鉄 鋼 原 料     | 85 |
| 原 油     |     | 15 | 天然ガス(LNG)   | 42 | 繊 維 く ず     | 65 | 非鉄金属原料      | 86 |
| 黒 液     |     | 22 | 液化石油ガス(LPG) | 44 | 動・植物性残渣     | 66 | そ の 他 の 原 料 | 99 |

《 メ モ 》

## (2) A様式を用いる場合の算定方法

### ① 使用枚数

燃原料の種類（燃原料コード表参照）ごと、及び脱硫装置ごとに作成してください。例えば、A重油とB重油を使用している場合は、それぞれ1枚、計2枚の用紙を用いることになります。

また、C重油を排煙脱硫装置のある施設と排煙脱硫装置のない施設で使用する場合は、それぞれ1枚、計2枚の用紙を用いることになります。

### A 様式 記載例

実際に使用している燃原料の名称を記入し、その燃原料のコードを手引7ページの燃原料コード表から選び、記入してください。

この様式は燃原料の使用量、密度及び含有する硫黄分から求める最も標準的な場合に用い、燃原料の種類ごとに、脱硫装置ごとに使用し各月ごとに算出し集計してください。

分母側にこの様式の全使用枚数と分子側に何枚目（通しナンバー）であるかを記入してください。この記載例の場合は、A様式の全使用枚数が5枚で、通しナンバーは2枚目となっています。

申告書にプリントされている汚染負荷量賦課金番号を記入してください。

使用する燃原料の該当する単位を○で囲んでください。  
液体はℓ、kg、固体はkg、気体はm<sup>3</sup>N又はkgで表示し、kℓやtは用いないでください。

同一燃原料を複数の施設に使用し、それらをまとめて記入する場合は、それらの施設名を記入してください。（ただし、脱硫装置が設置されている場合は、まとめて記入できません。）

少量の使用で月ごとに把握できないものは年の合計使用量とその密度、硫黄分の平均値を記入してください。なお、脱硫のある場合は、月ごとに記入してください。また、白灯油、LPG等で硫黄分が0.01%未満の場合は、年間計欄だけに使用量の合計と代表的な密度及び硫黄分(0.00%)を記入し、SOx排出量の合計欄は「0.0」と記入してください(記入例は手引13ページ)。

(燃原料より求める場合)

### 平成25年度 汚染負荷量賦課金 年間排出量の算定の過程を示す書類 (A)

①賦課金番号

03309012

工場・事業場名

青空工業(株) 仙台工場

| ③燃原料の種類 | 名 称 | コード              |
|---------|-----|------------------|
| ④使用量の単位 | C重油 | 05               |
| 0       | kg  | m <sup>3</sup> N |

(該当する単位を○で囲んでください。)

②No.

A - 02枚目  
05全枚数

⑥脱硫の有無

1 無

|   |            |
|---|------------|
| ② | 排 煙 脱 硫    |
| 3 | 集 じん 等 脱 硫 |
| 4 | 製 品 等 脱 硫  |

脱硫の有無について、その該当の項目の番号を○で囲んでください。

$440,588 \times 0.944 \times 2.28 / 100 \times 22.4 / 32 \times (1 - 84.54 / 100)$  の計算結果です。

⑤施設名 2号ボイラー

| ⑦使用年月 | ⑧使 用 量  | ⑨密 度              | ⑩含有硫黄分 | ⑪補正後の脱硫効率 | ⑫SOx 排 出 量                 |
|-------|---------|-------------------|--------|-----------|----------------------------|
| 24年   |         | g/cm <sup>3</sup> | %      | %         | m <sup>3</sup> N           |
| 1月    | 440588  | 0.944             | 2.28   | 84.54     | 10262                      |
| 2月    | 461324  | 0.944             | 2.25   | 84.54     | 10603                      |
| 3月    | 480718  | 0.946             | 2.23   | 85.13     | 10555                      |
| 4月    | 499663  | 0.945             | 2.26   | 85.13     | 11107                      |
| 5月    | 500841  | 0.944             | 2.17   | 85.89     | 10133                      |
| 6月    | 501032  | 0.940             | 2.22   | 85.89     | 10326                      |
| 7月    | 480305  | 0.941             | 2.30   | 86.12     | 10100                      |
| 8月    | 368274  | 0.941             | 2.34   | 86.12     | 7878                       |
| 9月    | 478125  | 0.940             | 2.34   | 85.78     | 10468                      |
| 10月   | 480392  | 0.938             | 2.32   | 85.78     | 10406                      |
| 11月   | 499457  | 0.935             | 2.34   | 85.92     | 10770                      |
| 12月   | 506656  | 0.942             | 2.27   | 85.92     | 10678                      |
| 年 間 計 | ⑬年間使用量  | ※                 | ※      | ※         | ⑭年間SOx排出量 m <sup>3</sup> N |
|       | 5697375 |                   |        |           | 123286                     |

密度は、小数点以下3けたまでの数値を記入してください。

含有硫黄分は、小数点以下2けたまでの数値を記入してください。

補正後の脱硫効率は、小数点以下3けた目を切り捨て、2けたまでの数値を記入してください。

各月の排出量を合計し、小数点以下1けたまで記入してください。なお、申告書の硫黄酸化物排出量は、算定様式ごとに算出された、この年間SOx排出量を最終的に合計し、小数点以下を切り捨ててください。

月別にSOx排出量を算定している場合には、※印欄の記入は不要です。

## ② 燃原料の使用量

平成 24 年 1 月 1 日から平成 24 年 12 月 31 日までの燃原料の使用量を、種類別に各月ごとに集計してください。なお、使用量で 1 ℓ、1 kg 又は 1 m<sup>3</sup> 未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。

## ③ 密度

密度は、購入先の成績表等の数値を使用してください。ただし、**自社測定値によらざるを得ない場合には、その理由、測定方法、測定者及び測定データを明記したものを添付**してください。

(ア) 成績表の数値は、**小数点以下 4 けた目を切り捨て、3 けたまで**としてください。

(例) 密度が 0.8368 → 0.836 (g/cm<sup>3</sup>)

(イ) 月内に密度の異なる燃原料を使用したときは、各々の成績表の数値を小数点以下 3 けた (4 けた以下は切り捨てます。) までとした数値で加重平均します。**加重平均の数値は、小数点以下 4 けた目を JIS Z 8401 による方法又は四捨五入によって、小数点以下 3 けたまで**としてください。(丸め方は、51 ページを参照してください。)

$$(\text{加重平均密度}) = \frac{(\text{使用量})_1 \times (\text{密度})_1 + (\text{使用量})_2 \times (\text{密度})_2 + (\text{使用量})_3 \times (\text{密度})_3 + \cdots}{(\text{使用量})_1 + (\text{使用量})_2 + (\text{使用量})_3 + \cdots}$$

(例) A 重油を 3 種類使用した場合

|      |     |            |    |                             |
|------|-----|------------|----|-----------------------------|
| A 重油 | 使用量 | 15,000 (ℓ) | 密度 | 0.8368 (g/cm <sup>3</sup> ) |
| 〃    | 〃   | 8,000 (ℓ)  | 〃  | 0.8534 (g/cm <sup>3</sup> ) |
| 〃    | 〃   | 20,000 (ℓ) | 〃  | 0.8656 (g/cm <sup>3</sup> ) |

$$\begin{aligned} (\text{加重平均密度}) &= \frac{(15,000 \times 0.836) + (8,000 \times 0.853) + (20,000 \times 0.865)}{15,000 + 8,000 + 20,000} \\ &= 0.85265 \rightarrow 0.853 \text{ (g/cm}^3\text{)} \end{aligned}$$

## ④ 硫黄分

硫黄分は、購入先の成績表等の数値を使用してください。ただし、**自社測定値によらざるを得ない場合には、その理由、測定方法、測定者及び測定データを明記したものを添付**してください。

なお、固体又は液体の燃原料は質量% (%) で、気体の燃原料は容量% (% vol) で示してください。

(ア) 成績表の数値は、**小数点以下 3 けた目を切り捨て、2 けたまで**としてください。

(例) 硫黄分が 0.924% のときは  
0.924 → 0.92 (%)

(イ) 月内に硫黄分の異なる燃原料を使用したときは、各々の成績表の数値を小数点以下 2 けた (3 けた以下は切り捨てます。) までとした数値で加重平均します。**加重平均の数値は、小数点以下 3 けた目を JIS Z 8401 による方法又は四捨五入によって、小数点以下 2 けたまで**としてください。(丸め方は、51 ページを参照してください。)

$$(\text{加重平均硫黄分}) = \frac{(\text{使用量})_1 \times (\text{密度})_1 \times (\text{硫黄分})_1 + (\text{使用量})_2 \times (\text{密度})_2 \times (\text{硫黄分})_2 + \cdots}{(\text{使用量})_1 \times (\text{密度})_1 + (\text{使用量})_2 \times (\text{密度})_2 + \cdots}$$

(例) A重油を3種類使用した場合

|     |     |            |    |                             |     |           |
|-----|-----|------------|----|-----------------------------|-----|-----------|
| A重油 | 使用量 | 15,000 (ℓ) | 密度 | 0.8368 (g/cm <sup>3</sup> ) | 硫黄分 | 0.924 (%) |
| "   | "   | 8,000 (ℓ)  | "  | 0.8534 (g/cm <sup>3</sup> ) | "   | 0.917 (%) |
| "   | "   | 20,000 (ℓ) | "  | 0.8656 (g/cm <sup>3</sup> ) | "   | 0.941 (%) |

$$(\text{加重平均硫黄分}) = \frac{(15,000 \times 0.836 \times 0.92) + (8,000 \times 0.853 \times 0.91) + (20,000 \times 0.865 \times 0.94)}{(15,000 \times 0.836) + (8,000 \times 0.853) + (20,000 \times 0.865)}$$

$$= 0.9275 \rightarrow 0.93 \text{ (\%)}$$

(ウ) 燃原料の硫黄分が、硫黄化合物の場合は、硫黄分に換算してください。

a. 分析値がSO<sub>3</sub>の場合

$$\text{硫黄分 (\%)} = \text{SO}_3 \text{値 (\%)} \times \frac{\text{S}}{\text{SO}_3} = \text{SO}_3 \text{値 (\%)} \times \frac{32}{80}$$

b. 分析値がH<sub>2</sub>Sの場合

$$\text{硫黄分 (\%)} = \text{H}_2\text{S値 (\%)} \times \frac{\text{S}}{\text{H}_2\text{S}} \times \frac{10}{9} \quad ※$$

$$= \text{H}_2\text{S値 (\%)} \times \frac{32}{34} \times \frac{10}{9}$$

$$\text{硫黄分\% (vol)} = \text{H}_2\text{S値 (g/m}^3\text{N)} \times \frac{22.4}{34} \times \frac{1}{1000} \times \frac{10}{9} \times 100$$

注※  $\frac{10}{9}$  は換算係数 (係数は実測してください。)

(エ) 次に掲げる廃棄物等を燃原料として使用又は焼却している場合で、硫黄分の分析データがないときは、標準的な硫黄分として下表の数値を用いてください。

標準的硫黄分（燃焼性硫黄分）

| 分類   | 廃棄物等名                         | 燃焼性硫黄分 (%) | 平均的水分 (%) | 分類      | 廃棄物等名   | 燃焼性硫黄分 (%) | 平均的水分 (%) |
|------|-------------------------------|------------|-----------|---------|---------|------------|-----------|
| 紙くず  | 紙<br>その他                      | 0.10       | 8         | 動・植物性残渣 | バガス     | 0.01       | 50        |
|      |                               | 0.01       | 7         |         | 生皮      | 0.10       | 50        |
| 繊維くず | 植物繊維<br>合成繊維<br>絹<br>毛        | 0.02       | 6         |         | なめし皮    | 1.00       | 20        |
|      |                               | 0.02       | —         |         | 羽毛      | 0.70       | 70        |
|      |                               | 0.07       | 7         | 排水処理汚泥  | 活性汚泥    | 0.10       | 90        |
|      |                               | 2.50       | 10        |         | (食品系)   |            |           |
| ゴム   | ゴムタイヤ<br>その他                  | 1.50       | —         |         | 抄紙系汚泥   | 0.04       | 60        |
|      |                               | 0.80       | —         |         | パルプ系汚泥  | 0.20       | 70        |
| 合成樹脂 | 合成樹脂                          | 0.01       | —         |         | 油泥      | 0.50       | 80        |
|      |                               |            |           | 一般廃棄物   | 都市ごみ    | 0.03       | 60        |
| 廃油   | 廃油<br>(密度0.880)               | 0.50       | —         |         | し尿汚泥ケーキ | 0.04       | 70        |
|      |                               |            |           |         | 下水汚泥ケーキ | 0.01       | 80        |
| 石油かす | オイルタール<br>(密度1.000)<br>オイルピッチ | 0.20       | —         | 木・わら    | 木屑      | 0.04       | 10        |
|      |                               | 6.00       | —         |         | わら      | 0.04       | 10        |

※廃棄物等の焼却時の水分が分析によって上表の平均的水分と異なる場合は、焼却量を補正し、標準的硫黄分をそのまま乗じてSO<sub>x</sub>排出量を求めてください。

a. 補正後の焼却量

$$\text{補正後の焼却量(kg)} = \text{焼却量(kg)} \times \frac{100 - W}{100 - W_o}$$

W = 焼却時水分 (%)

W<sub>o</sub> = 上表に記載した平均的水分 (%)

b. SO<sub>x</sub>排出量

$$\text{SO}_x\text{量(m}^3\text{N)} = \text{補正後の焼却量(kg)} \times \frac{S_o}{100} \times \frac{22.4}{32}$$

S<sub>o</sub> = 上表に記載した標準的硫黄分 (%)

⑤ 補正後の脱硫効率

(ア) 脱硫効率とは、排煙脱硫装置、集じん装置等による脱硫及び製品等への吸収・残留による脱硫が行われるときの効率をいいます。

(イ) 補正後の脱硫効率とは、脱硫効率を排煙脱硫装置、集じん装置等の稼働率、通気排出ガ

ス量の割合等に乗じて補正した効率をいいます。

補正後の脱硫効率の算定には、34～44 ページを参照し、E様式で算出してください。その算出値は、%表示で小数点以下3けた目を切り捨て、2けたまでとしてください。

### (3) B、C及びD様式を用いる場合の算定方法

B、C及びD様式を用いてSO<sub>x</sub>の年間排出量を算出する場合は、算定方法が異なりますので、B、C及びD様式それぞれの裏面・排出ガスの測定に関する項及び記載例（21～33 ページ、34～49 ページ）を参照のうえ、作成してください。

### (4) 具体的な計算

SO<sub>x</sub>の月間排出量及び年間排出量を求める際は、次の点に注意してください。

- ① 月間排出量は、小数点以下2けた目を切り捨て、1けたまでとしてください。
- ② 燃原料の種類ごとの年間排出量は、月間排出量を積算し、小数点以下1けたまでとしてください。
- ③ 年間のSO<sub>x</sub>総排出量は、すべての様式（A、B、C及びD様式）で算定した年間排出量を合計してください。なお、この年間のSO<sub>x</sub>総排出量に、1 m<sup>3</sup>N 未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。

次ページに、最も標準的な方法であるA様式を用いた場合の計算例を記載しますので、参考にしてください。

### (5) 燃原料の硫黄分が「0.01%未満」の場合の記載例

(燃原料より求める場合)

平成25年度 汚染負荷量賦課金  
年間排出量の算定の過程を示す書類 (A)

① 賦課金番号 03309012 工場・事業場名 青空工業(株) 仙台工場

② No. A - 03 枚目 016 全枚数

③ 燃原料の種類 灯油 13

④ 使用量の単位 0 kg m<sup>3</sup>N

⑤ 施設名 浴場ボイラー

⑥ 脱硫の有無 ① 無

2 排煙脱硫  
3 集じん等脱硫  
4 製品等脱硫

| ⑦ 使用年月 | ⑧ 使用量   | ⑨ 密度              | ⑩ 含有硫黄分 | ⑪ 補正後の脱硫効率 | ⑫ SO <sub>x</sub> 排出量                    |
|--------|---------|-------------------|---------|------------|------------------------------------------|
| 24年 1月 |         | g/cm <sup>3</sup> | %       | %          | m <sup>3</sup> N                         |
| 2月     |         |                   |         |            |                                          |
| 12月    |         |                   |         |            |                                          |
| 年間計    | ⑬ 年間使用量 | ※                 | ※       | ※          | ⑭ 年間SO <sub>x</sub> 排出量 m <sup>3</sup> N |
|        | 10000   | 0.795             | 0.00    |            | 0.0                                      |

年間に使用した燃原料の総計を記入してください。

液体の場合、代表的な密度を記入してください。

S 分は「0.00」と記入してください。

SO<sub>x</sub> 排出量は「0.0」と記入してください。

## SO<sub>x</sub>排出量の算定

SO<sub>x</sub>排出量の算定に当たっては、次に示す計算例及び様式裏面の記入上の注意等を参照してください。

### 〔例１〕液体燃料使用の場合

燃料がA重油で、月間使用量292,280ℓ、密度0.845 g/cm<sup>3</sup>、硫黄分0.86%の場合

〔算定式〕 SO<sub>x</sub>排出量(m<sup>3</sup>N/月)

$$\begin{aligned}
 &= \text{使用量}(\ell) \times \text{密度}(\text{g}/\text{cm}^3) \times \frac{\text{硫黄分}(\%)}{100} \times \frac{22.4}{32} \\
 &= 292,280 \times 0.845 \times \frac{0.86}{100} \times \frac{22.4}{32} = 1,486.7 \text{ m}^3\text{N}/\text{月}
 \end{aligned}$$

### 〔例２〕液体燃料使用で脱硫のある場合

燃料がC重油で、月間使用量 440,588ℓ、加重平均密度 0.944 g/cm<sup>3</sup>、加重平均硫黄分 2.28%、補正後の脱硫効率 84.54%の場合

〔算定式〕 SO<sub>x</sub>排出量(m<sup>3</sup>N/月)

$$\begin{aligned}
 &= \text{脱硫しないときのSO}_x\text{排出量} \times \left\{ 1 - \frac{\text{補正後の脱硫効率}(\%)}{100} \right\} \\
 &= 440,588 \times 0.944 \times \frac{2.28}{100} \times \frac{22.4}{32} \times \left( 1 - \frac{84.54}{100} \right) = 1,026.2 \text{ m}^3\text{N}/\text{月}
 \end{aligned}$$

### 〔例３〕固体燃料使用の場合

燃料が石炭で、月間使用量322,751kg、硫黄分0.35%の場合

〔算定式〕 SO<sub>x</sub>排出量(m<sup>3</sup>N/月)

$$\begin{aligned}
 &= \text{使用量}(\text{kg}) \times \frac{\text{硫黄分}(\%)}{100} \times \frac{22.4}{32} \\
 &= 322,751 \times \frac{0.35}{100} \times \frac{22.4}{32} = 790.7 \text{ m}^3\text{N}/\text{月}
 \end{aligned}$$

### 〔例４〕年間のSO<sub>x</sub>総排出量の計算

前年における燃原料の種類ごとの年間のSO<sub>x</sub>排出量が次の場合

A重油：12,068.9 m<sup>3</sup>N/年、C重油：12,328.6 m<sup>3</sup>N/年、石炭：6,781.1 m<sup>3</sup>N/年

年間のSO<sub>x</sub>総排出量は、次のとおり31,178.6 m<sup>3</sup>N/年になりますが、申告書に記載する場合は、小数点以下を切り捨て、31,178 m<sup>3</sup>N/年としてください。

| 燃 料 種 別 | 年間SO <sub>x</sub> 排出量       |
|---------|-----------------------------|
| A 重 油   | 12,068.9 m <sup>3</sup> N/年 |
| C 重 油   | 12,328.6 m <sup>3</sup> N/年 |
| 石 炭     | 6,781.1 m <sup>3</sup> N/年  |
| 合 計     | 31,178.6 m <sup>3</sup> N/年 |

→ 申告書⑤(イ)硫黄酸化物排出量の下欄  
(前年の排出量)に記入

## 5. 申告と納付の方法（法第55条第1項、第56条、施行規程第5条）

汚染負荷量賦課金は、国の税金と同様、納付義務者が自主的に申告・納付することになっています。従って、納付義務者は、汚染負荷量賦課金の額を計算し、工場・事業場ごとに申告書を作成のうえ、**年度の初日から45日以内**に申告し、汚染負荷量賦課金を納付しなければなりません。

平成25年度の汚染負荷量賦課金については、**平成25年5月15日（水）まで**に、申告・納付してください。

### （1）申告書の提出先

申告書の下部余白にプリントしてある商工会議所へ提出してください。（商工会議所名は、55ページに記載してあります。）

### （2）汚染負荷量賦課金の納付

汚染負荷量賦課金は、所定の納付書によって金融機関の本店・支店又は機構の窓口で納付してください。

なお、所定の納付書を用いて取扱金融機関で納付する場合の手数料は、不要です。

法律によって、10万円以上を現金で金融機関の窓口で納付する場合、会社及び担当者の本人確認が必要になります。

### （3）延納（4期に分けて納付）について

汚染負荷量賦課金額が**30万円以上**である納付義務者は、延納することができます。延納する場合の納付期限は、以下のとおりです。

|            |                       |                                                                                              |
|------------|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>第1期</b> | <b>平成25年5月15日（水）</b>  | 全期・第1期分の納付書は、 <b>申告書と一緒に送付</b> しています。<br>第2期分以降については、 <b>機構から各納付期限の約1か月前に各工場・事業場へ送付</b> します。 |
| <b>第2期</b> | <b>平成25年8月15日（木）</b>  |                                                                                              |
| <b>第3期</b> | <b>平成25年11月15日（金）</b> |                                                                                              |
| <b>第4期</b> | <b>平成26年2月17日（月）</b>  |                                                                                              |

#### 取 扱 金 融 機 関

##### 各都市銀行

みずほ銀行、みずほコーポレート銀行、三井住友銀行、三菱東京UFJ銀行、りそな銀行

埼玉りそな銀行

##### 各地方銀行

青森銀行、秋田銀行、足利銀行、阿波銀行、池田泉州銀行、伊予銀行、岩手銀行、大分銀行、大垣共立銀行、沖縄銀行、鹿児島銀行、北九州銀行、紀陽銀行、京都銀行、近畿大阪銀行、群馬銀行、佐賀銀行、山陰合同銀行、滋賀銀行、四国銀行、静岡銀行、七十七銀行、清水銀行、十八銀行、十六銀行、荘内銀行、常陽銀行、親和銀行、スルガ銀行、第四銀行、但馬銀行、筑邦銀行、千葉銀行、千葉興業銀行、中国銀行、筑波銀行、東京都民銀行、東邦銀行、東北銀行、鳥取銀行、富山銀行、南都銀行、西日本シティ銀行、八十二銀行、肥後銀行、百五銀行、百十四銀行、広島銀行、福井銀行、福岡銀行、北越銀行、北都銀行、北陸銀行、北海道銀行、北國銀行、三重銀行、みちのく銀行、宮崎銀行、武蔵野銀行、山形銀行、山口銀行、山梨中央銀行、横浜銀行、琉球銀行

商工組合中央金庫

北洋銀行

## 納付書記載例

納付書は3枚1組となっています。赤太線で囲んだ欄を記入し3枚とも取扱金融機関へ提出してください。

住所・氏名等については機構でプリントしていますが、誤りがありましたら訂正してください。

| 独立行政法人環境再生保全機構                                                       |                                  | 汚染負荷量賦課金 納付書・領収証書                                             |         |            |          |     |                |                                      |
|----------------------------------------------------------------------|----------------------------------|---------------------------------------------------------------|---------|------------|----------|-----|----------------|--------------------------------------|
| 住所 <b>983-0001</b><br><b>宮城県仙台市宮城野区港1-2-3</b>                        | 収納機関                             | 1                                                             | 納付義務者番号 | 1003309012 | 工場・事業場番号 | C・D | 下記の納付額を領収しました。 |                                      |
|                                                                      | 納付期限                             | 平成25年 5月 15日                                                  |         |            |          |     |                | (領収年月日、領収者名及び領収印)又は(領収者名の表示のある領収日付印) |
|                                                                      | 受取人                              | 独立行政法人環境再生保全機構                                                |         |            |          |     |                |                                      |
|                                                                      | 納付目的                             | 平成25年度 汚染負荷量賦課金                                               |         |            |          |     |                |                                      |
| 氏名 <b>青空工業 株式会社</b><br><b>仙台工場</b> 殿                                 | 納付区分                             | 全期・第1期                                                        |         |            |          |     |                | 申告書(イ)「全期又は第1期」の金額と同額であることを確認してください。 |
|                                                                      | 複数事業所分をまとめて納付                    | する <input type="radio"/> しない <input checked="" type="radio"/> |         |            |          |     |                |                                      |
| 納付場所<br>独立行政法人環境再生保全機構又は下記の取扱金融機関の本店<br>各都市銀行 各地方銀行<br>商工組合中央金庫 北洋銀行 | 納付額                              | ¥980900                                                       |         |            |          |     |                | 〔取扱金融機関が貼付〕                          |
|                                                                      | なお、裏面取扱金融機関の本店で納付する場合は、手数料は不要です。 |                                                               |         |            |          |     |                |                                      |
| (取扱店→納付義務者)                                                          |                                  |                                                               |         |            |          |     |                |                                      |

● 延納しない場合は、「全期」を○で囲んでください。

● 延納する場合は、「第1期」と記入してください。

● ¥マークは忘れずに記入してください。

● 複数事業所分をまとめて納付「する」に○をつけた場合には、

① 納付書の3枚目裏面に各工場・事業場の納付額の明細を必ず下記のようにご記入ください。

② 申告書は、まとめて納付した場合でも、工場・事業場ごとに管轄の商工会議所(55ページ参照)へ提出してください。

### 納付書裏面記載例

| 複数事業所分をまとめて納付する場合の納付内訳 |      |         |          |     |           |        |        |   |        |
|------------------------|------|---------|----------|-----|-----------|--------|--------|---|--------|
| 収納機関                   | 納付区分 | 納付義務者番号 | 工場・事業場番号 | C・D | 工場名又は事業場名 | 所在地    | 納付額(円) |   |        |
| 1                      | 10   | 07305   | 01       | 5   | 本社工場      | 日野区④郡  | 5      | 5 | 0900   |
| 1                      | 10   | 07305   | 02       | 3   | 関東工場      | 深谷区④郡  | 8      | 4 | 7800   |
| 1                      | 10   | 07305   | 03       | 4   | 東海工場      | 名古屋区④郡 | 1      | 7 | 87800  |
| 1                      | 10   |         |          |     |           | 区市郡    |        |   | 000    |
| 1                      | 10   |         |          |     |           | 区市郡    |        |   | 000    |
| 1                      | 10   |         |          |     |           | 区市郡    |        |   | 000    |
| 1                      | 10   |         |          |     |           | 区市郡    |        |   | 000    |
| 1                      | 10   |         |          |     |           | 区市郡    |        |   | 000    |
| 1                      | 10   |         |          |     |           | 区市郡    |        |   | 000    |
| 1                      | 10   |         |          |     |           | 区市郡    |        |   | 000    |
| 合 計                    |      |         |          |     |           |        | 4      | 3 | 186500 |

注\* 合計は、表面の納付額と必ず一致させてください。  
備考1 1枚に書ききれない場合には、この用紙をコピーするか、別途、上記様式に準じた内訳書を作成して、残りの事業所分を記載し、添付してください。  
2 必ず「下敷」を利用し記入してください。

(No. 1)

この額は、納付書表面の納付額と同じになります。

1枚で書ききれない場合は、それぞれの内訳表に通しナンバーを記入してください。

## 6. 申告書に添付すべき書類（法第55条第2項、施行規程第6条）

汚染負荷量賦課金申告書の提出に当たっては、平成24年1月1日から平成24年12月31日までのSO<sub>x</sub>の排出量を証する次の(1)から(5)までの書類等を添付していただくことになっています。

また、申告書の審査において、必要がある場合には、機構から文書又は電話で同書類作成の基礎となった原始帳票等の提出を求めることがあります。

### (1) SO<sub>x</sub>の年間排出量の算定の過程を示す書類

所定の様式（A、B、C及びD様式）によって作成してください。

なお、納付義務者が電算機等で独自に様式を作成する場合は、各様式の1枚目（機構用）及び2枚目（機構用写）を機構所定の様式と同一のものとしてください。

### (2) 燃原料の使用量、密度及び硫黄分を明らかにする書類

#### ① 購入先の成績表等による場合

月内に密度及び硫黄分の異なる燃原料を使用し加重平均を要する場合は、作成例（18ページ）を参照して「燃原料の使用量、密度及び硫黄分を明らかにする一覧表」を作成し添付してください。（一覧表は、機構ホームページから入手することも可能です。）

なお、加重平均を要さない場合は、前記一覧表の添付は必要ありません。

#### ② 自社測定値による場合

密度及び硫黄分の数値が、自社測定値によらざるを得ない場合は、その理由、測定方法、測定者及び測定データを明記したものを添付してください。

また、月内に密度及び硫黄分の異なる自社測定値の燃原料を使用し加重平均を要する場合は、前記一覧表を作成し、添付してください。

### (3) 脱硫によって除去されるSO<sub>x</sub>がある場合は、「補正後の脱硫効率の算定の過程を示す書類（E様式）」（34～44ページ参照）を添付してください。

### (4) 排出ガス測定によってSO<sub>x</sub>の排出量を求める場合は、「排出ガス測定の結果を示す書類（b様式）」（34～35、45～49ページ参照）を添付してください。

### (5) E様式及びb様式によることができない場合は、それらの算定過程及び測定結果を明らかにする書類を添付してください。なお、汚染負荷量賦課金を納付したことを示す書類は、添付の必要がありません。

〔備考〕

使用様式ごとの添付書類早見表

| 使<br>様<br>式 | 用<br>式 | 使用量、密度及び硫<br>黄分の一覧表 | E 様 式      |            | b 様 式 | そ の 他                             |
|-------------|--------|---------------------|------------|------------|-------|-----------------------------------|
|             |        |                     | 脱 硫<br>あ り | 脱 硫<br>な し |       |                                   |
| A 様 式       |        | ※1<br>△             | ○          | ×          | ×     | 密度、硫黄分が自社測定値の場合は、理由、測定データ等を明記した書類 |
| B 様 式       |        | ×                   | ×          | ×          | ○     |                                   |
| C 様 式       |        | ※2<br>△             | ※4<br>○    | ×          | ×     | 密度、硫黄分が自社測定値の場合は、理由、測定データ等を明記した書類 |
| D様式         | a 欄    | ※3                  | ○          | ×          | ×     |                                   |
|             | b 欄    | △                   | ×          | ×          | ○     |                                   |

注※1 月内に密度及び硫黄分の異なる燃原料を使用し、加重平均を要する場合に一覧表の添付が必要です。

※2 ※1の場合に加え、月内に硫黄分の異なる製品又は中間製品等が産出した場合に一覧表の添付が必要です。

※3 D様式を使用した場合は、助燃剤について加重平均を要する場合に一覧表の添付が必要です。

※4 製品脱硫だけの場合不要です。

## 燃原料の使用量、密度及び硫黄分を明らかにする一覧表

〔例〕 加重平均によって密度及び硫黄分の数値を求める場合（燃原料：C重油）

| 月 | メーカー          | 使用量<br>(又は購入量)<br>A (ℓ)     | 密度<br>B<br>(g/cm <sup>3</sup> ) | 硫黄分<br>C (%) | A × B                               | A × B × C                                      | 加 重 平 均 値                                                                |                                                                                            |
|---|---------------|-----------------------------|---------------------------------|--------------|-------------------------------------|------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
|   |               |                             |                                 |              |                                     |                                                | 密度 (g/cm <sup>3</sup> )                                                  | 硫黄分 (%)                                                                                    |
| 1 | A 社<br>(前月繰越) | 79,628                      | 0.943                           | 2.29         | 75,089.204                          | 171,954.27716                                  | 0.94391<br>↓<br>※2<br>0.944<br><br>$\frac{\Sigma(A \times B)}{\Sigma A}$ | 2.28294<br>↓<br>※3<br>2.28<br><br>$\frac{\Sigma(A \times B \times C)}{\Sigma(A \times B)}$ |
|   | B 社           | 110,000                     | 0.942                           | 2.26         | 103,620                             | 234,181.2                                      |                                                                          |                                                                                            |
|   | C 社           | 130,000                     | 0.946                           | 2.31         | 122,980                             | 284,083.8                                      |                                                                          |                                                                                            |
|   | D 社           | 120,960                     | 0.944                           | 2.27         | 114,186.24                          | 259,202.7648                                   |                                                                          |                                                                                            |
|   | 合 計           | $\Sigma A$<br>※1<br>440,588 |                                 |              | $\Sigma(A \times B)$<br>415,875.444 | $\Sigma(A \times B \times C)$<br>949,422.04196 |                                                                          |                                                                                            |
| 2 | D 社<br>(前月繰越) | 29,040                      | 0.944                           | 2.27         |                                     |                                                |                                                                          |                                                                                            |

注※1の数値は、A様式の「⑧使用量」の「1月」欄に記入してください。

※2の数値は、A様式の「⑨密度」の「1月」欄に記入してください。

※3の数値は、A様式の「⑩含有硫黄分」の「1月」欄に記入してください。

この例は、先入先出の考え方によって作成したものです。

## 7. 申告等に関連する諸届出

届出書は、「代理人選任・解任届出書」と「名称等変更届出書」の2種類があります（65～68ページ参照）。該当する事項に変更等が生じたときは、届出書1部を速やかに機構又は商工会議所に提出してください。なお、届出書の書式を本手引の巻末につけてありますので、コピーしてお使いください。

また、これらの届出書は賦課金ホームページ（汚染負荷量賦課金申告のご案内）にも掲載しておりますので、必要な届出書をダウンロードし、記入事項を入力のうえ、プリントアウトすることもできます。

## 8. 申告後に誤りを訂正する場合

### （1）汚染負荷量賦課金額等の訂正

新たに申告書を作成し、正当額の上段に誤った額及びSO<sub>x</sub>排出量を（ ）書きし、申告書の右肩に「修正分」と朱書きしたうえ、速やかに機構又は商工会議所へ提出してください。

なお、この場合には、機構へ事前にご連絡ください。

修正分の申告書及び納付書を作成するときは、記載例（52～53ページ）を参照してください。

### （2）その他の訂正等

上記（1）以外の訂正又は申告額を誤って納付した場合は、機構又は商工会議所へご連絡ください。

## 9. 強制徴収・罰則・書類の保存義務等

汚染負荷量賦課金の申告・納付に当たっては、法律に以下のことが定められておりますので、十分ご注意ください。

- (1) 所定の期限までに申告書の提出がなかった場合及び申告した汚染負荷量賦課金の額に不足額があるが修正申告しなかった場合は、機構が汚染負荷量賦課金の額を決定し、ばい煙発生施設等設置者に通知することになっています。(法第55条第3項)
- (2) 汚染負荷量賦課金を納付期限までにその全額を納めなかった場合は、国税滞納処分の例によって強制徴収（差押等）されます。(法第57条)
- (3) 機構は、汚染負荷量賦課金の徴収に関し必要があると認めるときは、ばい煙発生施設等設置者に対し、文書その他の物件の提出を求めることがあります。(法第60条の2)
- (4) 機構から文書その他の物件の提出を求められ、これに従わなかった場合や、虚偽の記載をした資料を提出した場合は20万円以下の罰金を科せられることがあります。(法第146条)
- (5) **汚染負荷量賦課金に関する書類は、その完結の日から5年間保存しておいてください。(施行規程第19条)**
- (6) 法の施行のため必要がある場合は、環境大臣がばい煙発生施設等設置者に対し報告を求めたり、担当官が立入検査を行うことがあります。(法第141条)

## 10. その他

- (1) 申告・納付等について、不明な点がありましたら、補償業務部にお問い合わせください。

| 補 償 業 務 部                                                                                                                                                                                                                                        | 大 阪 支 部                                                                                                                                  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 〒212-8554<br>神奈川県川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー8F<br>TEL (ダイヤルイン)<br>①申告手続等に関する一般事項の照会<br>業務課 044-520-9544<br>②申告等賦課金算定に関する事項の照会<br>調査管理課 044-520-9547<br>③汚染負荷量賦課金の納付に関する事項の照会<br>業務課 044-520-9553<br>FAX 044-520-2133<br>Eメール h-gyoumu@erca.go.jp | 〒530-0002<br>大阪府大阪市北区曽根崎新地1-1-49 梅田滋賀ビル4F<br>TEL 06-6342-0780<br>FAX 06-6342-0260<br>Eメール osaka@erca.go.jp<br><b>(平成25年6月28日(金)廃止予定)</b> |
| URL ① 汚染負荷量賦課金申告に関する情報 <a href="http://www.erca.go.jp/fukakin/">http://www.erca.go.jp/fukakin/</a><br>② 機構業務案内等に関する情報 <a href="http://www.erca.go.jp/">http://www.erca.go.jp/</a>                                                                |                                                                                                                                          |

- (2) 提出された書類に不備がある場合、その他必要がある場合は、機構及び商工会議所から文書又は電話で書類の提出を求めることがあります。
- (3) 申告・納付及び適正・公平な徴収のため、機構職員及び商工会議所が工場・事業場等にお伺いすることがあります。

#### (4) オンラインによる申告・届出の手続き

インターネットを利用したオンラインにより、申告（以下「オンライン申告」という。）及び「**名称等変更届出**」を行うことができますので活用してください。

なお、オンライン申告及び名称等変更届出を行うためには、事前に「**電子申告等届出書（兼代理人選任・解任届出書）**」を機構に郵送していただくことになりますので、ご注意ください。また、申告等の手続きの詳細は、別冊「オンライン申告・FD申告マニュアル」で紹介しておりますので、ご参照ください。

《 メ モ 》

## 参考

### 1 B様式、C様式及びD様式の記載例

#### (1) B様式を用いる場合の算定方法

#### B様式記載例

平成25年度 汚染負荷量賦課金  
年間排出量の算定の過程を示す書類 (B)

①賦課金番号 00233010 工場・事業場名 (株)白神製紙 秋田工場 ②No. B-01枚目 ④脱硫の有無 (該当する数字を○で囲んでください。)

|   |        |
|---|--------|
| 1 | 無      |
| 2 | 排煙脱硫   |
| ③ | 集じん等脱硫 |
| ④ | 製品等脱硫  |

③施設名 1号 黒液回収ボイラー

| ⑤年月 | ⑥燃原料の別<br>名称 コード | ⑦使用量        | 単位 | ⑧密度               | ⑨含有硫黄分 | ⑩補正排出ガス量          | ⑪補正SOx濃度 | ⑫稼働時間 | ⑬SOx排出量          |
|-----|------------------|-------------|----|-------------------|--------|-------------------|----------|-------|------------------|
|     |                  |             |    | g/cm <sup>3</sup> | %      | m <sup>3</sup> /h | ppm      | h     | m <sup>3</sup> N |
| 24年 | 黒液 22            | 18810591816 | kg | 1.56              | 1.56   | 1884810           | 1156     | 7120  | 1769116          |
| 1月  | 黒液 22            | 182291158   | kg | 1.56              | 1.56   | 1716210           | 1166     | 6712  | 1798913          |
| 2月  | 黒液 22            | 1971009105  | kg | 1.56              | 1.56   | 1756410           | 1160     | 7144  | 1900411          |
| 3月  | 黒液 22            | 1101420716  | kg | 1.56              | 1.56   | 1808910           | 1154     | 7120  | 1896190          |
| 4月  | 黒液 22            | 19817391616 | kg | 1.56              | 1.56   | 1784210           | 1162     | 7144  | 1945118          |
| 5月  | 黒液 22            | 196941124   | kg | 1.56              | 1.56   | 1781710           | 1173     | 7120  | 1973168          |
| 6月  | 黒液 22            | 16813051411 | kg | 1.56              | 1.56   | 1755810           | 1158     | 5121  | 1622115          |
| 7月  | 黒液 22            | 129248149   | kg | 1.56              | 1.56   | 1775010           | 1147     | 2123  | 1254105          |
| 8月  | 黒液 22            | 1100194108  | kg | 1.56              | 1.56   | 1799110           | 1168     | 7120  | 1966159          |
| 9月  | 黒液 22            | 1101245118  | kg | 1.56              | 1.56   | 1784510           | 1153     | 7144  | 1893101          |
| 10月 | 黒液 22            | 11021736511 | kg | 1.56              | 1.56   | 1819410           | 1173     | 7120  | 17020614         |
| 11月 | 黒液 22            | 183494715   | kg | 1.56              | 1.56   | 1726610           | 1154     | 6179  | 1759177          |
| 12月 | 黒液 22            | 10496861517 | kg | 1.56              | 1.56   | 19800417          |          |       |                  |
| 年間計 | 黒液 22            | 1496861517  | kg | 1.56              | 1.56   | 19800417          |          |       |                  |

⑭年間使用量 ⑮年間SOx排出量

申告書にプリントされている汚染負荷量賦課金番号を記入してください。

分母側にこの様式の全使用枚数と分子側に何枚目(通しナンバー)であるかを記入してください。この記載例の場合は、B様式の全使用枚数が5枚で、通しナンバーは1枚目となっています。

脱硫の有無についてその該当の項目の番号を○で囲んでください。

b様式で算定した補正排出ガスを記入してください。

b様式で算定した補正SOx濃度を記入してください。

1か月間に稼働した時間数を記入してください。

各月の排出量は、小数点以下2けた目を切り捨て、1けたまでを記入してください。

各月の排出量を合計し、小数点以下1けたまでを記入してください。なお、申告書の硫黄酸化物排出量は、算定様式ごとに算出された、この年間SOx排出量を最終的に合計し、小数点以下を切り捨ててください。

(「事業者用」裏面の注意をよく読んで記入してください。)

〔記入上の注意〕

- ㊦ このB様式は、燃原料の使用量及び含有する硫黄分等を正確に把握することが困難なため、排出ガス測定によって SO<sub>x</sub> 排出量を算定する場合に用いてください。ただし、このB様式によって算定するときは、排出ガス量、O<sub>2</sub>濃度、SO<sub>x</sub> 濃度等の実測値が2か月に1回（年6回）以上の測定によって明らかになっていることが必要です。

なお、使用した燃原料の使用量、密度、含有硫黄分等の欄についても、各月ごとに記入してください。

- ㊦ このB様式を用いた場合の測定値を明らかにする書類として「排出ガス測定の結果を示す書類(b)」様式を作成し、添付してください。

① 汚染負荷量賦課金番号、工場・事業場名

申告書にプリントされている汚染負荷量賦課金番号及び工場・事業場（会社名等も併せて）の名称を記入してください。

② No.

この様式を複数部使用する場合は、それぞれに通しナンバーを付してください。

例：B様式2部のとき

$$B - \frac{\boxed{01}}{\boxed{02}} \quad B - \frac{\boxed{02}}{\boxed{02}}$$

③ 施設名

排出ガス測定の対象となる全ての施設名を記入してください。

④ 脱硫の有無

③欄に記入した施設に、脱硫装置が「無」、又は「排煙脱硫」、「集じん等脱硫」若しくは「製品等脱硫」のいずれか該当する項目の番号を○で囲んでください。

備考1. ダスト等に残留する硫黄分によって脱硫効果がある場合は、「集じん等脱硫」となります。

2. 「製品等脱硫」には、中間製品が含まれます。

⑤ 年月

平成24年1月1日から平成24年12月31日までのSO<sub>x</sub>量は、月別に算定してください。

⑥ 燃原料の種別

実際に使用している燃原料の名称を記入してください。また、コード欄には、「燃原料コード表」（7ページ参照）のなかから該当するコード番号を選んで記入してください。

なお、3種類以上の燃原料を使用する施設については、年間を通してSO<sub>x</sub>を排出する主たる燃原料を2種類選んで各月ごとに記入してください。

⑦ 使用量

⑥欄の燃原料の使用量を月別に記入してください。単位は、ℓ、kg、又は $\text{m}^3\text{N}$  のいずれかを○で囲ってください。

⑧ 密度及び⑨ 含有硫黄分

成績表等の数値によることとします。

成績表等の数値は、密度については小数点以下4けた目を切り捨て、3けたまでとしてください。含有硫黄分については、小数点以下3けた目を切り捨て、2けたまでとしてください。

月内に成分割合の異なる燃料を使用したときは、上記の数値で加重平均し、密度については、小数点以下4けた目を JIS Z 8401 による方法又は四捨五入によって、小数点以下3けたとしてください。含有硫黄分については、小数点以下3けた目を JIS Z 8401 による方法又は四捨五入によって、小数点以下2けたとしてください（密度及び硫黄分の加重平均の算出方法と計算例及び丸め方については10～11 ページ、51 ページ参照）。

なお、含有硫黄分の単位は、液体(ℓ)及び固体(kg)は質量%(%)、気体( $\text{m}^3\text{N}$ )は容量%(% vol))です。

⑩ 補正排出ガス量

「排出ガス測定の結果を示す書類(b)」(b様式)中の4. ⑮の数値を記入してください。

b様式については、45～49 ページを参照してください。

⑪ 補正  $\text{SO}_x$  濃度

同上 b 様式中の4. ⑧の数値を記入してください。

⑫ 稼働時間

当該施設が1か月間に稼働していた時間（1時間未満は切捨て）を記入してください。

⑬  $\text{SO}_x$  排出量

次の算式によって算出し、小数点以下1けたまで記入、2けた以下は切り捨ててください。

$$\text{SO}_x \text{ 排出量}(\text{m}^3\text{N}) = \text{補正排出ガス量}(\text{m}^3\text{N}/\text{h}) \times \text{補正 SO}_x \text{ 濃度}(\text{ppm}) \times 10^{-6} \times \text{稼働時間}(\text{h})$$

⑭ 年間使用量

1月～12月の月別使用量の合計値を記入してください。

⑮ 年間 $\text{SO}_x$ 排出量

月別に算出した $\text{SO}_x$ 排出量の合計値を記入してください。

《メ モ》

(2) C様式を用いる場合の算定方法

C 様式 記載例

この欄は、排煙脱硫と集じん等脱硫を行っている場合だけ記入してください。

算定の対象となる施設名称を記入してください。

この様式は、装入する燃原料中の硫黄分が製品等に吸収される場合に用いてください。  
なお、この様式は原則として施設単位で作成してください。

平成25年度 汚染負荷量賦課金  
年間排出量の算定の過程を示す種類(C)

②施設名 1号セメント焼成キルン

申告書にプリントされている汚染負荷量賦課金番号を記入してください。

工場・事業場名

①賦課金番号

03586011

(株) 堅井セメント 小諸工場

③No.  
C-11-011  
014

④脱硫の有無  
(該当する数字を○で囲んでください。)

1 排煙脱硫  
2 集じん等脱硫

%表示で小数点以下3けたまで記入してください。

原料の硫黄分は小数点以下3けたまで記入してください。

燃料の密度・硫黄分はA様式に準じてそれぞれ小数点以下3けた、2けたまで記入してください。

各月の排出量は、小数点以下2けた目を切り捨て、1けたまでを記入してください。

月ごとの区別を明確にしてください。例えば、太線を入れるか1行あけて、次の月入るものを記入してください。

| ⑤年月 | ⑥燃原料の種類 | ⑦装入量         | ⑧密度               | ⑨含有硫黄分 | ⑩硫黄量(1)   | ⑪製品等の名称 | ⑫産出量         | ⑬含有硫黄分 | ⑭硫黄量(2)  | ⑮修正後の硫黄分率 | ⑯SOx排出量    |
|-----|---------|--------------|-------------------|--------|-----------|---------|--------------|--------|----------|-----------|------------|
|     | 名称      | 単位           | kg/m <sup>3</sup> | %      | kg        | 名称      | kg           | %      | kg       | %         | kg         |
| 24年 | 石灰石     | 164          | 1.1               | 0.0106 | 9841      | クリンカー   | 1257101633   | 0.240  | 3017883  |           |            |
| 1月  | 粘土      | 279191830    | 1.1               | 0.414  | 124283    |         |              |        |          |           |            |
|     | 珪石      | 181109766    | 1.1               | 0.010  | 110       |         |              |        |          |           |            |
|     | 鉄原料     | 471089015    | 1.1               | 0.328  | 154415    |         |              |        |          |           |            |
|     | C重油     | 120167356    | 0.944             | 2.39   | 272258    |         |              |        |          |           |            |
| 小計  |         |              |                   |        | 421827    |         |              |        | 3017883  |           | 18471018   |
| 12月 | 石灰石     | 131101507012 | 1.1               | 0.0108 | 1104814   | クリンカー   | 110106161823 | 0.283  | 26147140 |           |            |
|     | 粘土      | 2241158419   | 1.1               | 0.564  | 1264215   |         |              |        |          |           |            |
|     | 珪石      | 64194298     | 1.1               | 0.010  | 10        |         |              |        |          |           |            |
|     | 鉄原料     | 371708819    | 1.1               | 0.312  | 1117615   |         |              |        |          |           |            |
|     | C重油     | 961635315    | 0.947             | 2.44   | 223293    |         |              |        |          |           |            |
| 小計  |         |              |                   |        | 3719617   |         |              |        | 26147140 |           | 1715015819 |
| 年間計 |         |              |                   |        | 471958817 |         |              |        | 3561423  |           | 1810621418 |

小計欄は各月ごと必ず設けてください。

Sバランスで計算し施設単位の小計を合計し、様式の最下欄に年間計として記入してください。なお、別のSバランスで計算したものは、様式をかえて記入してください。

各月の排出量を合計し、小数点以下1けたまで記入してください。なお、申告書の硫黄酸化物排出量は、算定様式ごとに算出された、この年間SOx排出量を最終的に合計し、小数点以下を切り捨ててください。

〔記入上の注意〕

- ◎ この様式は、燃原料の含有する硫黄分が、製品や中間製品等に吸収・残留する場合で、装入する硫黄量(1)と吸収・残留する硫黄量(2)から求める方法（Sバランスによる計算）の場合に用いてください。

なお、この様式は、原則として施設単位で作成してください。

- ① 汚染負荷量賦課金番号、工場・事業場名

申告書にプリントされている汚染負荷量賦課金番号及び工場・事業場（会社名等も併せて）の名称を記入してください。

- ② 施設名

この様式で算定の対象となった施設の名称を記入してください。

- ③ No.

この様式の通しナンバーは、次のように記入してください。

施設の通しナンバー

C -  $\begin{array}{|c|} \hline 1 \\ \hline \end{array}$  -  $\begin{array}{|c|c|} \hline 0 & 1 \\ \hline \end{array}$  ← 施設単位の通しナンバー

$\begin{array}{|c|c|} \hline 0 & 4 \\ \hline \end{array}$  ← 施設単位の合計枚数

- #### ④ 脱硫の種類

製品等脱硫の他に排煙脱硫又は集じん等脱硫のある施設の場合は、該当する番号を○で囲んでください。ただし、製品等脱硫だけの場合は、この欄は、記入する必要はありません。

- ⑤ 年月

SOx 排出量の算定は、必ず月別に小計欄を設け、月別の硫黄量(1)及び硫黄量(2)を求め、この値から月別の SOx 排出量を算定してください。

なお、月の途中で次の様式にまたがって記入しても差し支えありません。

〔硫黄量(1)の算定〕

- ⑥ 燃原料の種別

名称欄には、実際に使用した燃原料の具体的な名称を記入してください（例：セメント原料の場合は、石灰石、粘土、鉾さい等）。

また、コード欄には、「燃原料コード表」（7 ページ参照）から該当する番号を記入してください（例：前記のセメント原料は、窯業・土石原料として取扱い、コードは全て 84 となります）。

- ⑦ 装入量

⑥欄に記入した燃原料のそれぞれの装入量（使用量）を月別に整理して記入してください。  
単位は、ℓ、kg 又は $\text{m}^3$  *N* のいずれか一つを○で囲んでください。

# ⑧ 密度及び⑨ 含有硫黄分

原材料の含有硫黄分については、月内の分析値が一つの場合は、小数点以下4けた目を切り捨て、3けたまでとします。月内の分析値が複数ある場合は、各々小数点以下3けたまで（4けた目以下切捨て）の値の加重平均値とし、小数点以下4けた目を JIS Z 8401 による方法又は四捨五入によって、小数点以下3けたとしてください。硫黄化合物の分析値については、硫黄分(%)に表示できるよう換算してください。

$$\begin{aligned} \text{[例] a. 分析値が SO}_3 \text{ の場合} \cdots \text{硫黄分}(\%) &= \text{SO}_3 \text{ 値}(\%) \times \frac{\text{S}}{\text{SO}_3} \\ &= \text{SO}_3 \text{ 値}(\%) \times \frac{32}{80} \\ \text{b. 分析値が H}_2\text{S の場合} \cdots \text{硫黄分}(\%) &= \text{H}_2\text{S 値}(\%) \times \frac{\text{S}}{\text{H}_2\text{S}} \times \frac{10^{**}}{9} \\ &= \text{H}_2\text{S 値}(\%) \times \frac{32}{34} \times \frac{10}{9} \end{aligned}$$

注※  $\frac{10}{9}$  は換算係数（係数は実測してください。）

燃料については、成績表等の数値によることにします。

成績表等の数値は、密度については小数点以下4けた目を切り捨て、3けたまでとします。含有硫黄分については、%表示で小数点以下3けた目を切り捨て、2けたまでとしてください。

月内に成分割合の異なる燃料を使用したときは、上記の数値で加重平均し、密度については小数点以下4けた目を JIS Z 8401 による方法又は四捨五入によって、小数点以下3けたとしてください。含有硫黄分については、小数点以下3けた目を JIS Z 8401 による方法又は四捨五入によって小数点以下2けたとしてください（密度及び硫黄分の加重平均の算出方法と計算例及び丸め方については、10～11 ページ、51 ページ参照）。

# ⑩ 硫黄量(1) (kg)

次の式によって算出してください。

a. 固体燃原料の場合

$$\text{硫黄量(1) (kg)} = \text{装入量(kg)} \times \frac{\text{含有硫黄分}(\%)}{100}$$

b. 液体燃原料の場合

$$\text{硫黄量(1) (kg)} = \text{装入量(ℓ)} \times \text{密度(g/cm}^3\text{)} \times \frac{\text{含有硫黄分}(\%)}{100}$$

c. 気体燃原料の場合

$$\text{硫黄量(1) (kg)} = \text{装入量(m}^3\text{N)} \times \frac{\text{含有硫黄分}(\%(\text{vol}))}{100} \times \frac{32}{22.4}$$

〔硫黄量(2)の算定〕

⑪ 製品等の種別

燃原料の含有する硫黄分が吸収・残留する製品又は中間製品等（例：鑄鉄、セメントクリンカー、ガラス、スラグ等）の名称を具体的に記入してください。

⑫ 産出量

製品等のそれぞれの産出量を月別に整理して記入してください（単位：kg）。

なお、産出量の把握は、装入量の把握方法とバランスのとれた方法で行ってください。

⑬ 含有硫黄分

⑨欄と同様に記入してください。

⑭ 硫黄量(2) (kg)

次の式によって算出してください。

$$\text{硫黄量(2) (kg)} = \text{産出量(kg)} \times \frac{\text{含有硫黄分(\%)}}{100}$$

⑮ 補正後の脱硫効率

排煙脱硫又は集じん等脱硫のある場合（④欄の1又は2を○で囲んだ場合）は、「補正後の脱硫効率の算定の過程を示す書類(E)」(E様式)を作成し、E様式中の2.(4)⑦の数値を記入してください。

なお、この欄には、製品等脱硫効率(  $\frac{\text{硫黄量(2)}}{\text{硫黄量(1)}} \times 100$ ) を記入する必要はありません。

〔SO<sub>x</sub> 排出量の算定〕

⑯ SO<sub>x</sub> 排出量

月別に求めた「硫黄量(1)」及び「硫黄量(2)」の値から次の式によって算出し、小計欄に小数点以下1けたまで記入してください(2けた以下は切捨て)。

イ. 製品等脱硫の場合

$$\text{SO}_x \text{ 排出量(m}^3\text{N)} = [\text{硫黄量(1)} - \text{硫黄量(2)}] \times \frac{22.4}{32}$$

ロ. 排煙又は集じん等脱硫のある場合

$$\text{SO}_x \text{ 排出量(m}^3\text{N)} = [\text{硫黄量(1)} - \text{硫黄量(2)}] \times \left[ 1 - \frac{\text{補正後の脱硫効率(\%)}}{100} \right] \times \frac{22.4}{32}$$

※ 年間SO<sub>x</sub>排出量：最終月の小計欄の下（その様式の最下行）に年間計欄を設け、月別に算出した「硫黄量(1)」と「硫黄量(2)」の合計値及び「SO<sub>x</sub>排出量」の合計値を記入してください。

### (3) D様式を用いる場合の算定方法

この様式は、廃棄物を焼却する焼却炉を設置している清掃工場等において用いてください。

申告書にプリントされている汚染負荷量賦課金番号を記入してください。

#### D様式（a欄使用）記載例

平成25年度 汚染負荷量賦課金

年間排出量の算定の過程を示す書類（D）

機 構 用

① 賦課金番号

工場・事業場名

② No.

③ 脱硫の有無

（該当する数字を○で囲んでください。）

0 6 0 4 1 0 1 0 大手町 西焼却場

D - 0 1 枚目  
0 2 全枚数

|   |            |
|---|------------|
| ① | 無          |
| 2 | 排 煙 脱 硫    |
| 3 | 集 じん 等 脱 硫 |

| 種 別                 | ⑤ 焼却年月        | ⑥ 焼却量            | ⑦ 密度             | ⑧ 含有硫黄分            | ⑨ 補正後の脱硫効率       | ⑩ SOx 排出量          |                    |                  |         |  |  |  |  |
|---------------------|---------------|------------------|------------------|--------------------|------------------|--------------------|--------------------|------------------|---------|--|--|--|--|
| ④ 助燃剤等              | 名 称           | コ ー ド            | 24年 1月～12月       | kg                 | g/cd             | %                  | %                  | m <sup>3</sup> N |         |  |  |  |  |
| ⑪ 廃棄物の種類            | A重油           | 011              | 1月～12月           | 144618             | 0.879            | 10.92              | 818.6              |                  |         |  |  |  |  |
|                     |               |                  | 24年 1月           | 1176000            |                  |                    |                    |                  |         |  |  |  |  |
|                     |               |                  | 2月               | 1040000            |                  |                    |                    |                  |         |  |  |  |  |
|                     |               |                  | 3月               | 1599000            |                  |                    |                    |                  |         |  |  |  |  |
|                     |               |                  | 4月               | 1904000            |                  |                    |                    |                  |         |  |  |  |  |
|                     |               |                  | 5月               | 1119000            |                  |                    |                    |                  |         |  |  |  |  |
|                     |               |                  | 6月               | 1346000            |                  |                    |                    |                  |         |  |  |  |  |
|                     |               |                  | 7月               | 1481000            |                  |                    |                    |                  |         |  |  |  |  |
|                     |               |                  | 8月               | 1406000            |                  |                    |                    |                  |         |  |  |  |  |
|                     |               |                  | 9月               | 1378000            |                  |                    |                    |                  |         |  |  |  |  |
|                     |               |                  | 10月              | 1513000            |                  |                    |                    |                  |         |  |  |  |  |
|                     |               |                  | 11月              | 1418000            |                  |                    |                    |                  |         |  |  |  |  |
| 12月                 | 1442000       |                  |                  |                    |                  |                    |                    |                  |         |  |  |  |  |
| ⑬ 年間焼却量             |               | 16822000         |                  |                    |                  |                    |                    |                  |         |  |  |  |  |
| ⑫ a 廃棄物の硫黄分より算定する場合 | 24年 1月        | 1176000          | kg               | m <sup>3</sup> N   | ppm              | kg/h               | m <sup>3</sup> N/h |                  |         |  |  |  |  |
|                     |               |                  |                  |                    |                  |                    |                    | 2月               | 1040000 |  |  |  |  |
|                     |               |                  |                  |                    |                  |                    |                    | 3月               | 1599000 |  |  |  |  |
|                     |               |                  |                  |                    |                  |                    |                    | 4月               | 1904000 |  |  |  |  |
|                     |               |                  |                  |                    |                  |                    |                    | 5月               | 1119000 |  |  |  |  |
|                     |               |                  |                  |                    |                  |                    |                    | 6月               | 1346000 |  |  |  |  |
|                     |               |                  |                  |                    |                  |                    |                    | 7月               | 1481000 |  |  |  |  |
|                     |               |                  |                  |                    |                  |                    |                    | 8月               | 1406000 |  |  |  |  |
|                     |               |                  |                  |                    |                  |                    |                    | 9月               | 1378000 |  |  |  |  |
|                     |               |                  |                  |                    |                  |                    |                    | 10月              | 1513000 |  |  |  |  |
|                     |               |                  |                  |                    |                  |                    |                    | 11月              | 1418000 |  |  |  |  |
|                     |               |                  |                  |                    |                  |                    |                    | 12月              | 1442000 |  |  |  |  |
| ⑭ 年間SOx排出量          |               | 0.03             |                  |                    |                  |                    |                    |                  |         |  |  |  |  |
| ⑫ b 排出ガス測定より算定する場合  | 24年 1月        | kg               | m <sup>3</sup> N | ppm                | kg/h             | m <sup>3</sup> N/h |                    |                  |         |  |  |  |  |
|                     |               |                  |                  |                    |                  |                    | 2月                 |                  |         |  |  |  |  |
|                     |               |                  |                  |                    |                  |                    | 3月                 |                  |         |  |  |  |  |
|                     |               |                  |                  |                    |                  |                    | 4月                 |                  |         |  |  |  |  |
|                     |               |                  |                  |                    |                  |                    | 5月                 |                  |         |  |  |  |  |
|                     |               |                  |                  |                    |                  |                    | 6月                 |                  |         |  |  |  |  |
|                     |               |                  |                  |                    |                  |                    | 7月                 |                  |         |  |  |  |  |
|                     |               |                  |                  |                    |                  |                    | 8月                 |                  |         |  |  |  |  |
|                     |               |                  |                  |                    |                  |                    | 9月                 |                  |         |  |  |  |  |
|                     |               |                  |                  |                    |                  |                    | 10月                |                  |         |  |  |  |  |
|                     |               |                  |                  |                    |                  |                    | 11月                |                  |         |  |  |  |  |
|                     |               |                  |                  |                    |                  |                    | 12月                |                  |         |  |  |  |  |
| ⑮ 年間焼却量             |               |                  |                  |                    |                  |                    |                    |                  |         |  |  |  |  |
| ⑯ SOx排出量の合計         | ( ⑩ + ⑭ + ⑮ ) | m <sup>3</sup> N | kg/h             | m <sup>3</sup> N/h | m <sup>3</sup> N |                    |                    |                  |         |  |  |  |  |
|                     |               |                  |                  |                    |                  | 4351.2             |                    |                  |         |  |  |  |  |

密度・含有硫黄分はA様式に準じて記入してください。

廃棄物の種類を下記のものから選び、該当する番号を○で囲んでください。その他の場合は、廃棄物の名称及びコードを手引の7ページの燃原料コード表から選び、記入してください。

脱硫装置等があり、脱硫効率がある場合には、記入してください。

小数点以下2けた目を切り捨て1けたまで記入してください。

廃棄物の含有硫黄分を記入してください。なお、不明な場合には手引の12ページの標準的含有硫黄分を用いてください。

排出量を合計し、小数点以下1けたまで記入してください。なお、申告書の硫酸化物排出量は、算定様式ごとに算出された、この年間SOx排出量を最終的に合計し、小数点以下を切り捨ててください。

排出ガス測定から求める場合に用いてください。また、排出ガス測定結果はb様式に記載してください。様式の記入に当たっては、様式の裏面及び手引の33ページ、34～35ページ、45～49ページを参照してください。

〔記入上の注意〕

- ◎ このD様式は、廃棄物を焼却する清掃工場等の事業場において用いてください。
- ◎ このD様式には、SO<sub>x</sub> 排出量を算定する方法として、a.廃棄物の硫黄分より算定する場合、  
b.排出ガス測定より算定する場合の二つの方法が記載してありますので、いずれか該当する欄  
に記入してください。

① 汚染負荷量賦課金番号、工場・事業場名

申告書にプリントされている汚染負荷量賦課金番号及び工場・事業場名を記入してください。

② No.

この様式を複数部使用する場合は、それぞれに通しナンバーを付してください。

例：D様式2部のとき

$$D - \frac{\boxed{01} \boxed{1}}{\boxed{01} \boxed{2}} \quad D - \frac{\boxed{01} \boxed{2}}{\boxed{01} \boxed{2}}$$

③ 脱硫の有無

焼却炉に脱硫装置等が設置されているかどうか、該当する項目の番号を○で囲んでください。

## 1. 助燃剤からの SO<sub>x</sub> 排出量の算定

④ 助燃剤等

廃棄物を焼却するのに助燃剤を使用している場合は、その種別（A重油、灯油、都市ガス等）  
を記入してください。

コード欄には、「燃原料コード表」（7ページ参照）の中から該当するコード番号を記入し  
てください。

なお、助燃剤を使用していない場合は、この欄に“不使用”と記入してください。

⑤ 焼却年月

助燃剤を焼却した年月（年間は1～12月）を記入してください。

⑥ 焼却量

⑤欄に記入した期間の焼却量を記入してください（1ℓ、1kg、1m<sup>3</sup>N 未満の端数は切捨て）。  
助燃剤の単位は、ℓ、kg 又はm<sup>3</sup>N のいずれか一つを○で囲んでください。

⑦ 密度及び⑧ 含有硫黄分

燃料の購入先で発行した「試験成績表」等に記載されている数値を記入してください。年間に  
密度・硫黄分の異なる燃料を複数回購入して焼却した場合（「試験成績表」等が複数枚ある  
場合）は、密度・硫黄分の加重平均値を算出し、その値を記入してください（加重平均値の算  
出方法と計算例及び丸め方については、10～11 ページ、51 ページ参照）。

⑨ 補正後の脱硫効率

脱硫装置のある場合は、「補正後の脱硫効率の算定の過程を示す書類(E)」(E様式)を作成し、E様式中の2.(4)⑦「補正後の脱硫効率」の数値を記入してください。

⑩ SO<sub>x</sub> 排出量

次の式によって算出し、小数点以下2けた目を切り捨て、1けたまで記入してください。

液体燃料の場合

$$\text{⑩SO}_x \text{ 排出量 (m}^3\text{N/年)} = \text{⑥年間助燃剤等使用量 (ℓ)} \times \text{⑦密度 (g/cm}^3\text{)} \times \frac{\text{⑧含有硫黄分 (\%)}}{100} \times \frac{22.4}{32}$$

固体燃料の場合

$$\text{⑩SO}_x \text{ 排出量 (m}^3\text{N/年)} = \text{⑥年間助燃剤等使用量 (kg)} \times \frac{\text{⑧含有硫黄分 (\%)}}{100} \times \frac{22.4}{32}$$

気体燃料の場合

$$\text{⑩SO}_x \text{ 排出量 (m}^3\text{N/年)} = \text{⑥年間助燃剤等使用量 (m}^3\text{N)} \times \frac{\text{⑧含有硫黄分 (\%)}}{100}$$

## 2. 廃棄物からの SO<sub>x</sub> 排出量の算定

⑪ 廃棄物の種類

該当する種類の番号を○で囲んでください。なお、「4. その他」の場合は、その名称を「燃原料コード表」(7ページ参照)から選び、コード番号とともに記入してください。

a. 廃棄物の硫黄分より算定する場合(記載例は29ページ)

⑫ 廃棄物からの SO<sub>x</sub> 量を含有硫黄分から求める場合は、⑬～⑮の項目から算出し、⑰～⑳欄には記入しないでください。

⑬ 年間焼却量

月別に記入した焼却量の合計値を記入してください(単位: kg)。

⑭ 含有硫黄分

分析値又は測定データを用いてください。不明なときは、標準的な含有硫黄分(例: 都市ごみ=0.03%)を用いてください(12ページ参照)。

⑮ 補正後の脱硫効率

⑨欄に準じて記入してください。

⑯ 年間 SO<sub>x</sub> 排出量

次の式によって算出し、小数点以下2けた目を切り捨て、1けたまで記入してください。

$$\text{⑯SO}_x \text{ 排出量 (m}^3\text{N/年)} = \text{⑬年間焼却量 (kg)} \times \frac{\text{⑭含有硫黄分 (\%)}}{100} \times \frac{22.4}{32}$$

b. 排出ガス測定より算定する場合(記載例は33ページ)

⑰ 廃棄物からの SO<sub>x</sub> を測定によって求める場合は、排出ガス量、O<sub>2</sub>濃度及び SO<sub>x</sub> 濃度等の

測定値が2か月に1回（年6回）以上の測定によって明らかになっていることが必要で、⑰～⑳の項目から算出し、㉒～㉔欄には記入しないでください。また、この場合は、D様式とともに「排出ガス測定の結果を示す書類(b)」(b様式)も併せて作成してください。b様式については、45～49 ページを参照してください。

㉒ 焼却年月及び㉓ 焼却量

各月ごとの焼却量を kg 単位（1 kg 未満の端数は切捨て）で記入してください。

㉔ 補正排出ガス量

b 様式の 4. ㉔「補正排出ガス量」の値を記入してください。

㉕ 補正 SO<sub>x</sub> 濃度

b 様式の 4. ㉕「補正 SO<sub>x</sub> 濃度」の値を記入してください。

㉖ 測定中の焼却量

1 時間当たりの焼却量を kg 単位（1 kg 未満の端数は切捨て）で記入してください。

㉗ 1 トン(t)当たりの SO<sub>x</sub> 量

次の計算式で算出し、小数点以下4けた目を切り捨て、3けたまで記入してください。

$$1 \text{ トン当たりの SO}_x \text{ 量 (m}^3\text{N/t)} = \frac{\text{排出ガス量 (m}^3\text{N/h)} \times \text{SO}_x \text{ 濃度 (ppm)} \times 10^{-6}}{\text{測定中の焼却量 (kg/h)}} \times 1000$$

㉘ 年間焼却量

月別焼却量(kg)の合計値を記入してください。

㉙ 平均 1 トン(t)当たりの SO<sub>x</sub> 量

㉗の 1 トン(t)当たりの SO<sub>x</sub> 量を算術平均した値を小数点以下4けた目を切り捨て、3けたまで記入してください。

㉚ 年間 SO<sub>x</sub> 排出量

次の式によって算出し、小数点以下2けた目を切り捨て、1けたまで記入してください。

$$\text{㉚年間 SO}_x \text{ 排出量 (m}^3\text{N)} = \text{㉙平均 1 トン(t)当たりの SO}_x \text{ 量 (m}^3\text{N/t)} \times \text{㉘年間焼却量 (kg)} \times \frac{1}{1000}$$

㉛ SO<sub>x</sub> 排出量の合計

次によって算出してください。

(a)「廃棄物の硫黄分より算定する場合」で助燃剤を使用した場合：㉒+㉔

(b)「廃棄物の硫黄分より算定する場合」で助燃剤を使用しなかった場合：㉔のみ

(c)「排出ガス測定より算定する場合」で測定時は助燃剤を使用せず、焼却始めだけ助燃剤を使用した場合：㉒+㉚

(d)「排出ガス測定より算定する場合」で常時助燃剤を使用したか、又は助燃剤を全く使用しなかった場合：㉚のみ

# D 様式（b 欄使用）記載例

この様式は、廃棄物を焼却する焼却炉を設置している清掃工場等において用いてください。

申告書にプリントされている汚染負荷量賦課金番号を記入してください。

## 平成 2 5 年度 汚染負荷量賦課金 年間排出量の算定の過程を示す書類（D）

① 賦課金番号

工場・事業場名

0 6 0 4 1 0 1 0

大手町 東焼却場

② No.

D - 0 1 枚目  
0 2 全枚数

③ 脱硫の有無

(該当する数字を○で囲んでください。)

1 無  
2 排煙脱硫  
3 集じん等脱硫

分母側にこの様式の全使用枚数と分子側に何枚目（通しナンバー）であるかを記入してください。この記載例の場合は、D 様式の全使用枚数が 2 枚で、通しナンバーは 1 枚目となっています。

| 種 別      | ⑤ 焼却年月              | ⑥ 焼却量  | 単位            | ⑦ 密度              | ⑧ 含有硫黄分     | ⑨ 補正後の脱硫効率         | ⑩ SOx 排出量        |
|----------|---------------------|--------|---------------|-------------------|-------------|--------------------|------------------|
| ④ 助燃剤等   | 名 称                 | コード    | kg            | g/cm <sup>3</sup> | %           | %                  | m <sup>3</sup> N |
| ⑪ 廃棄物の種類 | ⑫ a 廃棄物の硫黄分より算定する場合 | 24年 1月 |               |                   |             |                    |                  |
|          |                     | 2月     |               |                   |             |                    |                  |
|          |                     | 3月     |               |                   |             |                    |                  |
|          |                     | 4月     |               |                   |             |                    |                  |
|          |                     | 5月     |               |                   |             |                    |                  |
|          |                     | 6月     |               |                   |             |                    |                  |
|          |                     | 7月     |               |                   |             |                    |                  |
|          |                     | 8月     |               |                   |             |                    |                  |
|          |                     | 9月     |               |                   |             |                    |                  |
|          |                     | 10月    |               |                   |             |                    |                  |
|          |                     | 11月    |               |                   |             |                    |                  |
|          |                     | 12月    |               |                   |             |                    |                  |
| ⑬ 年間焼却量  |                     |        |               |                   |             |                    |                  |
| ⑪ 廃棄物の種類 | ⑫ b 排出ガス測定より算定する場合  | 24年 1月 | 3 3 8 6 4 3 0 | 4 5 0 0 0         | 2 5 5 8 2 5 | 0.193              |                  |
|          |                     | 2月     | 2 7 2 8 0 4 0 |                   |             |                    |                  |
|          |                     | 3月     | 2 7 8 1 0 9 0 | 3 6 9 0 0         | 2 1 4 9 9 0 | 0.155              |                  |
|          |                     | 4月     | 2 0 0 9 6 0 0 |                   |             |                    |                  |
|          |                     | 5月     | 2 1 1 6 5 8 0 | 4 1 2 0 0         | 2 6 5 0 6 2 | 0.211              |                  |
|          |                     | 6月     | 2 4 8 2 1 1 0 |                   |             |                    |                  |
|          |                     | 7月     | 3 4 4 8 6 3 0 | 4 7 2 0 0         | 2 8 5 3 6 7 | 0.246              |                  |
|          |                     | 8月     | 3 7 1 8 8 6 0 |                   |             |                    |                  |
|          |                     | 9月     | 1 1 5 5 5 5 0 | 4 3 5 0 0         | 2 4 5 0 2 8 | 0.207              |                  |
|          |                     | 10月    | 2 8 4 3 7 2 0 |                   |             |                    |                  |
|          |                     | 11月    | 3 1 5 5 8 2 0 | 4 9 8 0 0         | 2 3 5 1 2 4 | 0.223              |                  |
|          |                     | 12月    | 2 9 3 6 7 8 0 |                   |             |                    |                  |
| ⑭ 年間焼却量  | 3 2 7 6 3 2 1 0     |        |               |                   |             |                    |                  |
|          |                     |        |               | ⑮ 補正 SOx 濃度       | ⑯ 測定中の焼却量   | ⑰ 1t 当たりの SOx 量    |                  |
|          |                     |        |               | ppm               | kg/h        | m <sup>3</sup> N/h |                  |
|          |                     |        |               | ⑱ SOx 排出量の合計      | ⑲ 平均値       | ⑳ SOx 排出量          |                  |
|          |                     |        |               | ( ⑩ + ⑬ + ⑮ )     | ( ⑱ ÷ ⑲ )   | m <sup>3</sup> N   |                  |

⑩ 助燃剤からの SOx 量及び ⑦ SOx 排出量の合計についての注意

次によって算出してください。

(イ)「排出ガス測定より算定する場合」で測定時は助燃剤を使用せず、焼却始めだけ助燃剤を使用した場合：⑩ + ⑮

(ロ)「排出ガス測定より算定する場合」で常時助燃剤を使用したか、又は全く使用しなかった場合：⑮のみ

廃棄物の種類を下記のものから選び、該当する番号を○で囲んでください。その他の場合は、廃棄物の名称及びコードを手引の 7 ページの燃原料コード表から選び、記入してください。

排出ガス測定月にだけ b 様式で算出した値を適用し、1t 当たりの SOx 量を算定してください。

排出量を合計し、小数点以下 1 けたまで記入してください。なお、申告書の硫酸化物排出量は、算定様式ごとに算出された、この年間 SOx 排出量を最終的に合計し、小数点以下を切り捨ててください。

㉕ 平均値は算術平均して求めてください。

## 2 排出ガスの測定的一般事項並びに E 様式及び b 様式の記載方法

### (1) 排出ガスの測定的一般事項（E 様式及び b 様式共通）

排出ガス中のSO<sub>x</sub>濃度、O<sub>2</sub>濃度及び排出ガス量の測定については、次の事項に注意してください。34～49ページに記載されている排出ガス量は、すべて乾き排出ガス量をいいます。

#### ① 排出ガス中のSO<sub>x</sub>濃度の測定

##### ア 測定値の取扱い

(a) 原則として複数回の測定データの平均値とします。

(b) 測定値の有効範囲は、±10%程度を目途とします。

##### イ 試料の採取方法

##### (a) 1 工程の期間が明確な場合

1 工程の期間内とし、測定値は、この期間の平均値とします。ただし、1 工程が非常に長時間にわたる場合は、測定に実際上の困難が伴うので、測定時間としては1 工程を適切に代表するような期間を選んで行うものとします。

##### (b) 1 工程の期間が不明確な場合

操業状態時における排出ガス中のSO<sub>x</sub>濃度が平均的濃度として把握されるような時期において、概ね次のような採取時間と回数によって行うものとします。

| 〔採取（吸引）時間〕 | 〔採取回数〕 |
|------------|--------|
| 20分以内      | 5 回程度  |
| 20分～40分    | 4 回程度  |
| 40分～60分    | 3 回程度  |
| 60分以上      | 2 回程度  |

なお、連続分析機器等で排出ガス中の二酸化硫黄濃度（以下「SO<sub>2</sub>濃度」という。）を測定している場合は、連続測定値より平均を算定した値を用いてください。

##### ウ 試料の採取位置及び採取点

試料の採取位置及び採取点については、JIS Z 8808（排ガス中のダスト濃度の測定方法）の4.（測定位置、測定孔及び測定点）及びJIS K 0095（排ガス試料採取方法）の3.（試料ガスの採取位置、採取点及び採取口）によってください。ただし、JISによる測定が困難か又は不適当な場合（例えば、等速吸引不能など）は、他の適切な方法で測定してください。

##### エ SO<sub>x</sub>濃度の分析方法

SO<sub>x</sub>濃度については、JIS K 0103（排ガス中の硫黄酸化物分析方法）による硫黄酸化物（SO<sub>2</sub>+SO<sub>3</sub>）の分析方法を用いてください。ただし、硫黄酸化物（SO<sub>2</sub>+SO<sub>3</sub>）とSO<sub>2</sub>との比が一定であり、その比率がわかっている場合は、二酸化硫黄を分析することによって（SO<sub>2</sub>+SO<sub>3</sub>）濃度を求めてください。

※ 硫黄酸化物( $\text{SO}_2 + \text{SO}_3$ )の分析方法は、JISに定められていますが、20 ℓ 採取の場合の標準的測定濃度範囲は、中和滴定法70～2800ppm、沈殿滴定法140（光度滴定の場合は50）～700ppm、比濁法 5～300ppm、イオンクロマトグラフ法0.5～290ppmとなっていますので、濃度及び妨害成分に応じて分析方法を選択してください。

なお、標準的測定濃度範囲より低濃度の分析を行う場合には、イオンクロマトグラフ法によって分析してください。

## ② 排出ガス量の測定

ア 試料採取方法及び採取位置等

①イ及びウに準じます。

イ 排出ガス量の測定方法

JIS Z 8808又はこれと同等の測定値が得られる方法を用いてください。ただし、排出ガス測定位置がダクトの屈曲部分又は断面形状の急激に変化する部分にある等の理由で平均流速値が得にくい場合は、燃料使用量及び排出ガス中の $\text{O}_2$ 濃度等の値から排出ガス量を算定してください。

## ③ 排出ガス中の $\text{O}_2$ 濃度の測定

ア 試料採取方法及び採取位置等

①イ及びウに準じます。

イ  $\text{O}_2$ 濃度の分析方法

JIS K 0301（排ガス中の酸素分析方法）に規定するオルザット式及びヘンペル式、又はこれらと同等の測定値が得られる分析方法を用いてください。

## ④ 測定に関する注意事項

ア  $\text{SO}_x$ 量の測定については「大気汚染防止法施行規則別表第1の備考欄」に掲げる方法で行ってください。

イ  $\text{SO}_x$ 濃度と排出ガス量は同時に測定してください。

なお、同時に測定していない場合は、各々の測定時における $\text{O}_2$ 濃度を測定してください。

ウ 排出ガスの測定は、ばい煙発生施設及び脱硫施設が平均的稼働状態にある時に行ってください。

《メ モ》

## (2) E様式を用いる場合の一般事項及び記載方法

### E様式記載例

この様式と関連する様式の番号を記入してください。

排出ガスの測定機関(自社測定の場合は部門)を記入してください。

脱硫対象の施設名を具体的に記入してください。

脱硫対象施設の最大燃原料使用量を記入してください。なお、使用量の該当する単位を○で囲んでください。

### 補正後の脱硫効率の算定の過程を示す書類(E)

工場・事業場名 **青空工業(株) 仙台工場**

#### 1. 一般事項

|              |                                                                                                                     |               |                                                                           |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|---------------------------------------------------------------------------|
| ① 関連する様式・番号  | A-02/03                                                                                                             | ⑤ 脱硫方式        | 水酸化マグネシウム法                                                                |
| ② 測定機関(又は部門) | NS分析センター                                                                                                            | ⑥ 施設最大排出ガス量   | 16,000 m <sup>3</sup> N/h                                                 |
| ③ 脱硫対象施設名    | 2号ボイラー                                                                                                              | ⑦ 脱硫装置処理能力    | 18,000 m <sup>3</sup> N/h                                                 |
| ④ 最大燃原料使用量   | 種類 使用量<br>C重油 980 (kg, <u>ℓ</u> , m <sup>3</sup> N)/h<br>(kg, ℓ, m <sup>3</sup> N)/h<br>(kg, ℓ, m <sup>3</sup> N)/h | ⑧ 脱硫効率(設計値)   | 入口SO <sub>x</sub> 濃度 出口SO <sub>x</sub> 濃度<br>1, 100 p p m 110 p p m (90%) |
|              |                                                                                                                     | ⑨ 脱硫装置稼働開始年月日 | 昭和60年 4月 10日                                                              |
|              |                                                                                                                     | ⑩ 脱硫装置の製作メーカー | ㈱DS工業                                                                     |

脱硫装置の脱硫方式を記入してください。

湿りガス量を記入してください。

脱硫適用期間中の平均使用量を記入してください。

排ガス測定時の使用量、密度、含有硫黄分を記入し、SO<sub>x</sub>量をA様式に準じて計算してください。

#### 2. 測定及び算定内容

##### (1) 共通事項

|             |                                     |             |                                                                                                                     |
|-------------|-------------------------------------|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 測定年月日     | SO <sub>x</sub> 濃度 平成 24 年 1 月 23 日 | ③ 適用期間中における | 種類 使用量<br>C重油 636 (kg, <u>ℓ</u> , m <sup>3</sup> N)/h<br>(kg, ℓ, m <sup>3</sup> N)/h<br>(kg, ℓ, m <sup>3</sup> N)/h |
| ② 脱硫装置の適用期間 | 平成 24 年 1 月 ~ 2 月                   | 平均燃原料使用量    |                                                                                                                     |

##### (2) 燃原料から求めるSO<sub>x</sub>量(Sf)

| 項目        | ① 燃原料の種類 | ② 測定時の使用量                                                                                             | ③ 密度                                                              | ④ 含有硫黄分                                | ⑤ SO <sub>x</sub> 量                                                  |
|-----------|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 測定値又は計算値等 | C重油      | 653 (kg, <u>ℓ</u> , m <sup>3</sup> N)/h<br>(kg, ℓ, m <sup>3</sup> N)/h<br>(kg, ℓ, m <sup>3</sup> N)/h | 0.944 g/cm <sup>3</sup><br>g/cm <sup>3</sup><br>g/cm <sup>3</sup> | 2.28 %<br>%<br>%                       | 9.838 m <sup>3</sup> N/h<br>m <sup>3</sup> N/h<br>m <sup>3</sup> N/h |
|           |          |                                                                                                       |                                                                   |                                        |                                                                      |
|           |          |                                                                                                       |                                                                   |                                        |                                                                      |
|           |          |                                                                                                       |                                                                   |                                        |                                                                      |
|           |          |                                                                                                       |                                                                   |                                        |                                                                      |
|           |          |                                                                                                       |                                                                   |                                        |                                                                      |
|           |          |                                                                                                       |                                                                   | ⑥ 合計SO <sub>x</sub> 量 [有効数字 4 けた] Sf = | 9.838                                                                |

##### (3) 排出ガス測定から求めるSO<sub>x</sub>量

| 項目                                               | a 脱硫装置前(入口)のSO <sub>x</sub> 量      | b 脱硫装置後(出口)のSO <sub>x</sub> 量      |
|--------------------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|
| ① SO <sub>2</sub> 濃度測定値 (ppm)                    | (1) (2) (3) (4)                    | (1) 105 (2) 122 (3) 114 (4)        |
| ② 平均SO <sub>2</sub> 濃度 (ppm)                     | [有効数字 3 けた]                        | [有効数字 3 けた] 113                    |
| ③ SO <sub>x</sub> 濃度への補正係数                       | [有効数字 3 けた]                        | [有効数字 3 けた]                        |
| ④ 補正SO <sub>x</sub> 濃度 (ppm)                     | Si =                               | [有効数字 3 けた] Se = 113               |
| ⑤ SO <sub>x</sub> 濃度測定時のO <sub>2</sub> 濃度測定値 (%) | (1) (2) (3) (4)                    | (1) 7.1 (2) 6.6 (3) 6.8 (4)        |
| ⑥ SO <sub>x</sub> 濃度測定時の平均O <sub>2</sub> 濃度 (%)  | [有効数字 3 けた] Oi =                   | [有効数字 3 けた] Oe = 6.83              |
| ⑦ 排出ガス量測定値(乾き) (m <sup>3</sup> N/h)              | (1) (2) (3) (4)                    | (1) 9.980 (2) 9.860 (3) 9.490 (4)  |
| ⑧ 平均排出ガス量 (m <sup>3</sup> N/h)                   | [有効数字 4 けた]                        | [有効数字 4 けた] 9.776                  |
| ⑨ 排出ガス量測定時のO <sub>2</sub> 濃度測定値 (%)              | (1) (2) (3) (4)                    | (1) 7.4 (2) 7.2 (3) 6.8 (4)        |
| ⑩ 排出ガス量測定時の平均O <sub>2</sub> 濃度 (%)               | [有効数字 3 けた]                        | [有効数字 3 けた] 7.13                   |
| ⑪ 補正排出ガス量 (m <sup>3</sup> N/h)                   | [有効数字 4 けた] Vi =                   | [有効数字 4 けた] Ve = 9.569             |
| ⑫ SO <sub>x</sub> 量 (m <sup>3</sup> N/h)         | [有効数字 4 けた]                        | [有効数字 4 けた] 1.081                  |
| 硫黄酸化物濃度の測定                                       | ⑬ SO <sub>x</sub> 濃度測定法 ⑭ 採取ガス量(ℓ) | ⑬ SO <sub>x</sub> 濃度測定法 ⑭ 採取ガス量(ℓ) |
|                                                  |                                    | イオンクロマトグラフ法 20                     |

連続測定の場合は、測定間隔を( )書きしてください。

SO<sub>2</sub>濃度測定の場合はSO<sub>x</sub>濃度に補正してください。(手引の39~40ページ参照)

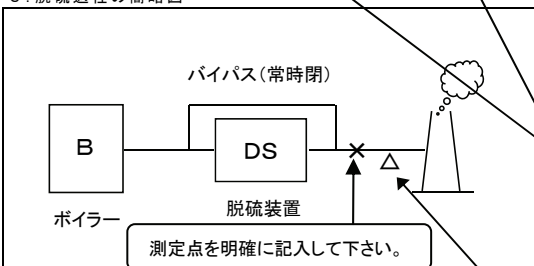
SO<sub>x</sub>濃度測定時と排ガス量測定時のO<sub>2</sub>濃度が異なるときには、補正してください。

##### (4) 脱硫効率及び脱硫効率の補正

| 項目                               | 測定値又は計算値等              |
|----------------------------------|------------------------|
| ① 脱硫効率(%)                        | [小数点以下 2 けた] 89.01 (イ) |
| ② 施設の稼働時間(h)                     | 1,416                  |
| ③ 脱硫装置の稼働時間(h)                   | 1,345                  |
| ④ 施設の排出ガス量(m <sup>3</sup> N/h)   | 9,569                  |
| ⑤ 脱硫装置の処理ガス量(m <sup>3</sup> N/h) | 9,569                  |
| ⑥ その他の補正係数                       | [有効数字 3 けた]            |
| ⑦ 補正後の脱硫効率(%)                    | [小数点以下 2 けた] 84.54     |

$$89.01 \times \frac{1.345}{1,416} = 84.54$$

#### 3. 脱硫過程の簡略図



この場合、アフターバーナーに使用した燃料は、別に算定してください。

①のSO<sub>2</sub>・SO<sub>x</sub>濃度測定法及びその測定の際の⑭採取ガス量を記入してください。

$$9.776 \times \frac{21-7.13}{21-6.83} = 9.569$$

### 〔記入上の注意〕

- ◎ このE様式は、A様式、C様式及びD様式の「補正後の脱硫効率」欄に記入する数値の根拠を明らかにするための書類です。記入の際は、34～35ページの「排出ガス測定的一般事項（E様式及びb様式共通）」をまずお読みください。
- ◎ このE様式は、一つの補正後の脱硫効率の算定について1枚作成してください。（年6回の補正後の脱硫効率を算定した場合は、このE様式を6枚作成することになります。）
- ◎ このE様式を2枚以上作成する場合、2枚目以降には「1．一般事項」及び「3．脱硫過程の簡略図」は変更がなければ記入する必要はありません。
- ◎ 脱硫効率は、脱硫装置（製品等脱硫の場合は当該装置）前後のSO<sub>x</sub>量によって次の式を用いて算出します。

$$\text{脱硫効率(\%)} = \left( 1 - \frac{\text{脱硫後の SO}_x \text{ 量}}{\text{脱硫前の SO}_x \text{ 量}} \right) \times 100$$

- ◎ 脱硫効率の算定は、一つの施設から排出されるSO<sub>x</sub>量に応じて、次に掲げる算定（測定）回数によってください。ただし、大気汚染防止法、電気事業法でSO<sub>x</sub>量の常時測定義務がある施設については、1か月間の平均値を用いて月1回の算定としてください。

| 排出SO <sub>x</sub> 量     | 算定（測定）回数    |
|-------------------------|-------------|
| 10m <sup>3</sup> N/h 以上 | 2 か月に 1 回以上 |
| 10m <sup>3</sup> N/h 未満 | 年 に 1 回 以 上 |

- ◎ E様式右上の「工場・事業場名」欄に、工場・事業場名（会社名等も併せて）を記入してください。
- ◎ SO<sub>x</sub>量及び測定値等に係る有効数字の取扱いに十分留意してください。

### 〔様式内の番号対応説明〕

#### 1．一般事項

37ページの記載例を参照のうえ、記入してください。

#### 2．測定及び算定内容

##### (1) 共通事項

##### ① 測定年月日

SO<sub>x</sub>濃度と排出ガス量の測定年月日を記入してください。

##### ② 脱硫適用期間

この様式で算定した補正後の脱硫効率を適用する期間を記入してください。

脱硫効率の適用期間については、施設の稼働状況等に応じて定めてください。

### ③ 適用期間中における平均燃原料使用量

適用期間中において、脱硫対象施設で使用した燃原料の種類と1時間当たりの平均使用量を記入して、該当する単位を○で囲んでください。

### (2) 燃原料から求めるSO<sub>x</sub>量

測定時の燃原料ごとの1時間当たりの使用量、密度、含有硫黄分を記入し、A様式に準じてSO<sub>x</sub>量を求めてください。

なお、SO<sub>x</sub>量は有効数字4けた（5けた以下は切捨て）とし、その合計を⑥燃原料から求めたSO<sub>x</sub>量(S f)に記入してください。

### (3) 排出ガス測定から求めるSO<sub>x</sub>量

①脱硫装置前（入口）のSO<sub>x</sub>量を、上記(2)の燃原料から求める場合は⑥欄だけ記入し、①欄には記入する必要はありません。

①⑤⑨の測定値は、それぞれの測定結果（2回以上）を記入してください。

②⑥⑧⑩の平均値は、それぞれの測定値を算術平均してください。

②⑥⑩の数値は有効数字3けたとし、4けた以下は切り捨ててください。また、⑧の数値は有効数字4けたとし、5けた以下は切り捨ててください。

なお、連続測定器等で、多数の測定値を平均している場合は、平均値だけとし、測定間隔を（ ）書きしてください。

例：1時間間隔の平均SO<sub>2</sub>濃度が238(ppm)の場合

| 項 目                                                                                                                            | ⑥脱硫装置後（出口）のSO <sub>x</sub> 量                                                                                                                                             |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ②平均 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">SO<sub>2</sub></span> 濃度 (ppm)<br>SO <sub>x</sub> | <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; text-align: center;"> <div style="font-size: 2em;">{</div>           有効数字<br/>3 けた         </div> 2 3 8 (1 h) |

### ③ SO<sub>2</sub>濃度測定値のSO<sub>x</sub>濃度への補正

SO<sub>x</sub>濃度測定ではなく、SO<sub>2</sub>濃度測定を行っているときは、SO<sub>x</sub>濃度への補正係数をあらかじめ求め（年1回以上、排出ガス中のSO<sub>2</sub>濃度とSO<sub>x</sub>濃度を同時に測定して、SO<sub>x</sub>濃度への補正係数を算出してください。SO<sub>x</sub>濃度<SO<sub>2</sub>濃度の場合は補正係数を1としてください。）、補正SO<sub>x</sub>濃度を算定してください。

$$\text{補正SO}_x\text{濃度 (ppm)} = \text{平均SO}_2\text{濃度 (ppm)} \times \text{SO}_x\text{濃度への補正係数}$$

#### (例) SO<sub>x</sub>濃度への補正係数

SO<sub>x</sub>濃度を分析した結果が88.5ppmであり、そのときの濃度の指示値が85.9ppmである場合

$$\text{SO}_x\text{濃度への補正係数} = \frac{\text{SO}_x\text{濃度 } 88.5\text{ppm}}{\text{SO}_2\text{濃度 } 85.9\text{ppm}} = 1.030 \rightarrow \underline{1.03}$$

なお、SO<sub>x</sub>濃度とSO<sub>2</sub>濃度を並行して測定できない場合は、理論上の補正係数を使用しても差し支えありませんが、根拠となる資料を添付してください。

(参考)

溶液導電率方式、赤外線吸収方式、紫外線吸収方式、紫外線蛍光方式、干渉分光方式及び定電位電解方式による排出ガス測定はSO<sub>2</sub>濃度が対象であるため、SO<sub>x</sub>濃度に補正する必要があります。

#### ④ 補正SO<sub>x</sub>濃度

補正する必要がない場合は、②の値を記入してください。

SO<sub>x</sub>濃度測定ではなく、SO<sub>2</sub>濃度測定を行っている場合は、上記③で求めた補正係数を用いて、補正SO<sub>x</sub>濃度を求めてください。

(例) ある期間の平均SO<sub>2</sub>濃度が86.2ppmで、SO<sub>x</sub>濃度への補正係数が1.03の場合

$$\text{補正SO}_x\text{濃度} = 86.2 \text{ ppm} \times 1.03 = 88.786 \rightarrow 88.7 \text{ ppm (有効数字3けた)}$$

#### ⑪ 補正排出ガス量

補正する必要がない場合は、⑧の値を記入してください。

SO<sub>x</sub> (又はSO<sub>2</sub>) 濃度測定時のO<sub>2</sub>濃度と排出ガス量測定時のO<sub>2</sub>濃度が異なる場合は、排出ガス量を補正してください。

補正排出ガス量(m<sup>3</sup>N/h)

$$= \text{平均排出ガス量(m}^3\text{N/h)} \times \frac{21(\%) - \text{排出ガス量測定時の平均O}_2\text{濃度}(\%)}{21(\%) - \text{SO}_x\text{濃度測定時の平均O}_2\text{濃度}(\%)}$$

(例) SO<sub>x</sub>濃度測定時の平均O<sub>2</sub>濃度 6.15%

排出ガス量測定時の平均O<sub>2</sub>濃度 5.85%

平均排出ガス量 45,930m<sup>3</sup>N/h

$$\text{補正排出ガス量} = 45,930 \times \frac{21 - 5.85}{21 - 6.15} = 46,850 \text{ m}^3\text{N/h}$$

※④⑪について、その他測定時の実態に応じて補正する必要がある場合には、その補正理由及び補正方法を明示してください。

#### ⑫ SO<sub>x</sub>量(m<sup>3</sup>N/h)

SO<sub>x</sub>量は次によって求めてください(有効数字を4けたとし、5けた以下は切捨て)。

$$\text{SO}_x\text{量(m}^3\text{N/h)} = \text{補正排出ガス量(m}^3\text{N/h)} \times \text{補正SO}_x\text{濃度(ppm)} \times 10^{-6}$$

#### ⑬ SO<sub>x</sub>濃度測定法

JIS K 0103のいずれか該当するSO<sub>x</sub>濃度の測定法を記入してください。(JIS K 0103の測定法には、中和滴定法、沈澱滴定法、イオンクロマトグラフ法、比濁法(光散乱法)があります。他に、JIS B 7981の測定法として溶液導電率方式、赤外線吸収方式、紫外線吸収方式、紫外線蛍光方式、干渉分光方式及び定電位電解方式がありますが、この場合はSO<sub>2</sub>濃度の測定のためSO<sub>x</sub>濃度に補正する必要があります。)

#### ⑭ 採取ガス量

①の濃度測定を行ったときの採取ガス量(吸引ガス量)を記入してください。

#### (4) 脱硫効率及び脱硫効率の補正

##### ① 脱硫効率(%)の算定式

次のイ、ロ及びハのいずれかの算定式を用いて、%表示で小数点以下2けたまで（3けた以下切捨て）記入してください。ただし、脱硫装置の入口測定位置と出口測定位置の間で、余剰空気の漏れこみ以外の要素があるとき（例えば、アフターバーナー等）は、これらの計算式は使えません。

なお、標準的硫黄分を採用している場合は、必ずイ式で計算してください。

また、脱硫効率を補正し、補正後の脱硫効率を求める場合は、⑦補正後の脱硫効率(%)の算定を参考にしてください。

イ 脱硫効率を脱硫前（以下、「入口」という。）燃原料から求めたSO<sub>x</sub>量と脱硫後（以下、「出口」という。）の排出ガス中のSO<sub>x</sub>濃度と排出ガス量から求める場合

$$\text{脱硫効率(\%)} = \left[ 1 - \frac{S_e \times V_e \times 10^{-6}}{S_f} \right] \times 100$$

$S_f$  : 燃原料から求めたSO<sub>x</sub>量(m<sup>3</sup>N/h)  
 $S_e$  : 出口補正SO<sub>x</sub>濃度(ppm)  
 $V_e$  : 出口補正排出ガス量(m<sup>3</sup>N/h)

ロ 脱硫効率を入口・出口のSO<sub>x</sub>濃度と排出ガス量から求める場合

$$\text{脱硫効率(\%)} = \left[ 1 - \frac{S_e \times V_e \times 10^{-6}}{S_i \times V_i \times 10^{-6}} \right] \times 100$$

$S_i$  : 入口補正SO<sub>x</sub>濃度(ppm)  
 $V_i$  : 入口補正排出ガス量(m<sup>3</sup>N/h)  
 $S_e$  : 出口補正SO<sub>x</sub>濃度(ppm)  
 $V_e$  : 出口補正排出ガス量(m<sup>3</sup>N/h)

ハ 脱硫効率を入口・出口のSO<sub>x</sub>濃度とO<sub>2</sub>濃度から求める場合

$$\text{脱硫効率(\%)} = \left\{ 1 - \frac{S_e \times (21 - O_i)}{S_i \times (21 - O_e)} \right\} \times 100$$

$S_i$  : 入口補正SO<sub>x</sub>濃度(ppm)  
 $O_i$  : 入口平均O<sub>2</sub>濃度(%)  
 $S_e$  : 出口補正SO<sub>x</sub>濃度(ppm)  
 $O_e$  : 出口平均O<sub>2</sub>濃度(%)  
21 : 空気中の酸素割合(%)

※①欄のかっこ内にイ、ロ又はハのいずれを算定に用いたかを記入してください。

※イ、ロ、ハとも、分子・分母は有効数字4けた（5けた以下切捨て）として計算してください。

具体的な計算は43～44ページを参照してください。

##### ② 施設の稼働時間(h)及び③ 脱硫装置の稼働時間(h)

当該施設及び当該装置が稼働していた時間（1時間未満は切捨て）を記入してください。

##### ⑦ 補正後の脱硫効率(%)の算定

次の(a)、(b)及び(c)を参考に脱硫効率を時間比及び排出ガス量比等で補正し、補正後の脱硫効率(%)を、小数点以下2けたまで（3けた以下切捨て）求めてください。

なお、補正する必要がないときは、①と同じ数値になります。

A様式⑪補正後の脱硫効率、C様式⑮補正後の脱硫効率及びD様式⑨⑮補正後の脱硫効率は、この値を記入してください。

(a) 脱硫装置の稼働時間が施設の稼働時間と異なる場合

$$Y_R = Y_P \times K_t$$

$Y_R$ ：補正後の脱硫効率(%)

$Y_P$ ：脱硫装置の脱硫効率(%)

$$K_t：時間比 = \frac{\text{脱硫装置の稼働時間(h)}}{\text{施設の稼働時間(h)}}$$

(b) 排出ガスの一部を脱硫装置へ通し、他は通さない場合

$$Y_R = Y_P \times K_Q$$

$Y_R$ ：補正後の脱硫効率(%)

$Y_P$ ：脱硫装置の脱硫効率(%)

$$K_Q：排出ガス量比 = \frac{\text{脱硫装置の処理ガス量(m}^3\text{N/h)}}{\text{施設の排出ガス量(m}^3\text{N/h)}}$$

(c) (a) と (b) を併用する場合

$$Y_R = Y_P \times K_t \times K_Q$$

$Y_R$ ：補正後の脱硫効率(%)

$Y_P$ ：脱硫装置の脱硫効率(%)

$$K_t：時間比 = \frac{\text{脱硫装置の稼働時間(h)}}{\text{施設の稼働時間(h)}}$$

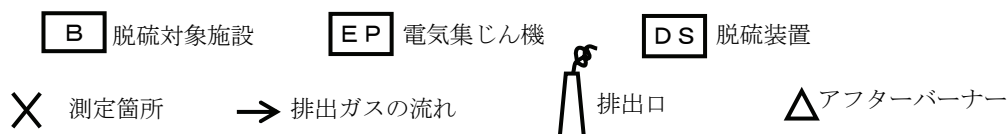
$$K_Q：排出ガス量比 = \frac{\text{脱硫装置の処理ガス量(m}^3\text{N/h)}}{\text{施設の排出ガス量(m}^3\text{N/h)}}$$

※その他、測定位置等の実態に応じて補正する必要がある場合には、その補正理由及び補正方法を明示してください。

### 3. 脱硫過程の簡略図

43～44 ページ等の記載例を参照して、脱硫対象施設の排出ガスが排出口に至るまでの過程及び測定点を記入してください。

〔凡例〕

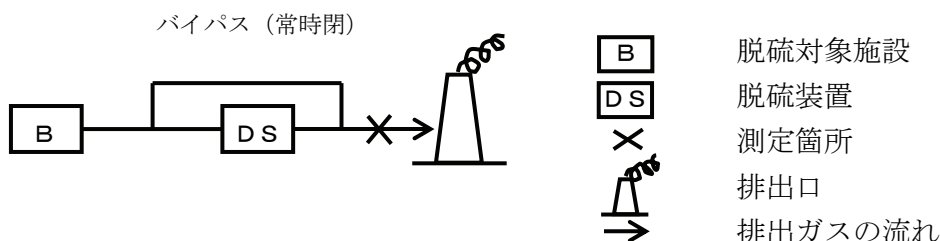


(その他、必要がある場合は簡単な説明を空欄に補足してください。)

## ※ 具体的な計算の方法

### 〔例 1〕

施設の排出ガスを全量脱硫装置で処理（脱硫）し、入口SO<sub>x</sub>量を燃原料から求め、出口SO<sub>x</sub>量を排出ガス測定から求める場合



#### 分析値及び測定値等

|       |                                            |                           |
|-------|--------------------------------------------|---------------------------|
| (燃原料) | 排出ガス測定時の燃料使用量                              | 653 ℓ / h                 |
|       | 燃料の密度                                      | 0.944 g / cm <sup>3</sup> |
|       | 燃料の硫黄分                                     | 2.28%                     |
| (出 口) | 平均SO <sub>x</sub> 濃度                       | 113ppm                    |
|       | SO <sub>x</sub> 濃度への補正係数                   | —                         |
|       | 平均排出ガス量                                    | 9,776m <sup>3</sup> N/h   |
|       | 平均O <sub>2</sub> 濃度（SO <sub>x</sub> 濃度測定時） | 6.83%                     |
|       | 平均O <sub>2</sub> 濃度（排出ガス量測定時）              | 7.13%                     |
|       | 施設の稼働時間                                    | 1,416 h                   |
|       | 脱硫装置の稼働時間                                  | 1,345 h                   |

#### 計 算（算定式イを用いる場合）

$$\text{入口SO}_x\text{量} \quad S_f = 653 \times 0.944 \times \frac{2.28}{100} \times \frac{22.4}{32} = 9.838 \rightarrow 9.838 \text{ m}^3 \text{ N/h}$$

$$\text{補正SO}_x\text{濃度} \quad S_e = 113 \text{ ppm}$$

$$\text{補正排出ガス量} \quad V_e = 9,776 \times \frac{21 - 7.13}{21 - 6.83} = 9,569. \rightarrow 9,569 \text{ m}^3 \text{ N/h}$$

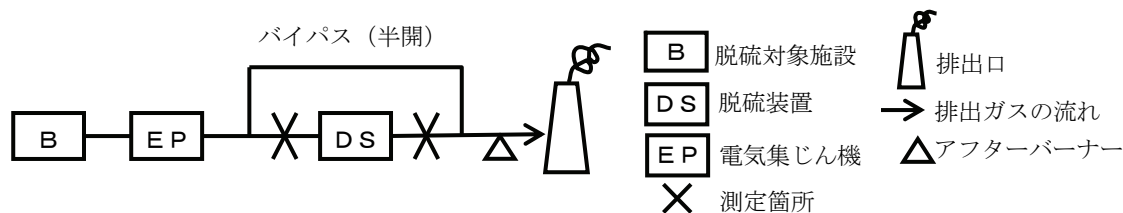
$$\text{出口SO}_x\text{量} \quad S_e \times V_e = 113 \times 9,569 \times 10^{-6} = 1.081 \rightarrow 1.081 \text{ m}^3 \text{ N/h}$$

$$\text{脱 硫 効 率} \quad \left(1 - \frac{1.081}{9.838}\right) \times 100 = 89.01 \rightarrow 89.01\%$$

$$\text{補正後の脱硫効率} \quad 89.01 \times \frac{1,345}{1,416} = 84.54 \rightarrow 84.54\%$$

〔例 2〕

施設の排出ガスを半量脱硫装置で脱硫し、入口、出口のSO<sub>x</sub>量を排出ガス測定から求める場合



分析値及び測定値等

|      |                                             |                                           |
|------|---------------------------------------------|-------------------------------------------|
| (入口) | 平均SO <sub>2</sub> 濃度                        | 1,220ppm                                  |
|      | 補正係数                                        | 1.03                                      |
|      | 平均排出ガス量                                     | 36,310m <sup>3</sup> N/h                  |
|      | 平均O <sub>2</sub> 濃度 (SO <sub>2</sub> 濃度測定時) | 4.15%                                     |
|      | 平均O <sub>2</sub> 濃度 (排出ガス量測定時)              | 5.25%                                     |
| (出口) | 補正SO <sub>x</sub> 濃度                        | S <sub>e</sub> = 131ppm                   |
|      | 補正排出ガス量                                     | V <sub>e</sub> = 35,430m <sup>3</sup> N/h |
|      | 平均O <sub>2</sub> 濃度 (SO <sub>x</sub> 濃度測定時) | 4.86%                                     |
|      | 平均O <sub>2</sub> 濃度 (排出ガス量測定時)              | 4.86%                                     |
|      | 施設の排出ガス量 (平均O <sub>2</sub> 濃度測定時5.25%)      | 70,490m <sup>3</sup> N/h                  |
|      | 脱硫装置の処理ガス量 (平均O <sub>2</sub> 濃度5.25%)       | 36,310m <sup>3</sup> N/h                  |

計算－1 (算定式ロを用いる場合)

$$\begin{aligned}
 \text{(入口)} \quad & \text{補正SO}_x\text{濃度} \quad S_i = 1,220 \times 1.03 = 1,256.6 \rightarrow 1,250\text{ppm} \\
 & \text{補正排出ガス量} \quad V_i = 36,310 \times \frac{21-5.25}{21-4.15} = 33,939.6 \rightarrow 33,930\text{m}^3\text{N/h} \\
 & \text{SO}_x\text{量} \quad S_i \times V_i = 1,250 \times 33,930 \times 10^{-6} = 42.4125 \rightarrow 42.41\text{m}^3\text{N/h} \\
 \\
 \text{(出口)} \quad & \text{SO}_x\text{量} \quad S_e \times V_e = 131 \times 35,430 \times 10^{-6} = 4.6413 \rightarrow 4.641\text{m}^3\text{N/h} \\
 & \text{脱硫効率} \quad \left[ 1 - \frac{4.641}{42.41} \right] \times 100 = 89.056 \rightarrow 89.05\% \\
 & \text{補正後の脱硫効率} \quad 89.05 \times \frac{36,310}{70,490} = 45.876 \rightarrow 45.87\%
 \end{aligned}$$

計算－2 (算定式ハを用いる場合)

$$\begin{aligned}
 \text{脱硫効率} & \left\{ 1 - \frac{131 \times (21-4.15)}{1,250 \times (21-4.86)} \right\} \times 100 = 89.056 \rightarrow 89.05\% \\
 \text{補正後の脱硫効率} & 89.05 \times \frac{36,310}{70,490} = 45.876 \rightarrow 45.87\%
 \end{aligned}$$

(備考) アフターバーナーを設置している場合は、アフターバーナーに使用する燃料は、別に算定する必要があります。

### (3) b様式を用いる場合の一般事項及び記載方法

#### b様式記載例

#### 排出ガス測定の結果を示す書類 (b)

工場・事業場名 (株)白神製紙 秋田工場

#### 1. 一般事項

|               |            |            |                           |
|---------------|------------|------------|---------------------------|
| ① 関連する様式・番号   | B-01/03    | ④ 最大燃原料使用量 | 黒液 18,000 (kg, t, m³N) /h |
| ② 測定機関 (又は部門) | NS分析センター   |            |                           |
| ③ 測定対象施設名     | 1号黒液回収ボイラー |            |                           |

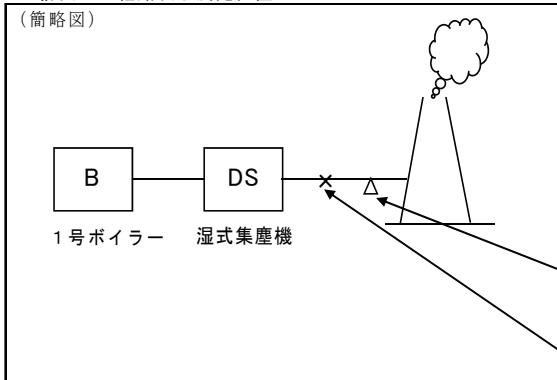
#### 2. 排出ガス測定による理由

燃原料から求める方法 (A様式) で算定できない等の理由を選んで○で囲み、併せてその具体的な理由を記入してください。

- 燃原料の使用量の把握が困難
  - 燃原料の密度、硫黄分の把握が困難
  - 製品等への脱硫効率の算定が困難
  - 脱硫装置等の脱硫効率の算定が困難
  - その他
- (上記具体的な理由)

- ① 黒液中の硫黄分の把握が正確にできない。  
② スメルトに吸収されるS分がとらえにくい。

#### 3. 排出ガス経路及び測定位置



#### 4. 測定及び算定内容

| 項目                                                | 測定値又は計算値等 [1]                                   | 測定値又は計算値等 [2]                                   | 測定値又は計算値等 [3]                                   |
|---------------------------------------------------|-------------------------------------------------|-------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| ① 測定年月日                                           | 平成24年1月21日                                      | 平成24年2月22日                                      | 平成24年3月21日                                      |
| ② 測定適用期間                                          | 平成24年1月                                         | 平成24年2月                                         | 平成24年3月                                         |
| ③ 適用期間中における平均燃原料使用量                               | 種類 使用量<br>黒液 12,230 (kg, t, m³N) /h             | 種類 使用量<br>黒液 12,245 (kg, t, m³N) /h             | 種類 使用量<br>黒液 13,038 (kg, t, m³N) /h             |
| ④ 測定時における燃原料使用量                                   | 種類 使用量<br>黒液 11,616 (kg, t, m³N) /h             | 種類 使用量<br>黒液 11,866 (kg, t, m³N) /h             | 種類 使用量<br>黒液 12,516 (kg, t, m³N) /h             |
| ⑤ SO <sub>2</sub> (SO <sub>x</sub> ) 濃度測定値 (ppm)  | (1) 150 (2) 160 (3) 160                         | (1) 170 (2) 170 (3) 160                         | (1) 150 (2) 170 (3) 160                         |
| ⑥ 平均 SO <sub>2</sub> (SO <sub>x</sub> ) 濃度 (ppm)  | 有効数字 3 けた 156                                   | 有効数字 3 けた 166                                   | 有効数字 3 けた 160                                   |
| ⑦ SO <sub>x</sub> 濃度への補正係数                        | 有効数字 3 けた —                                     | 有効数字 3 けた —                                     | 有効数字 3 けた —                                     |
| ⑧ 補正 SO <sub>x</sub> 濃度 (ppm)                     | 小数点以下 切捨て 156                                   | 小数点以下 切捨て 166                                   | 小数点以下 切捨て 160                                   |
| ⑨ SO <sub>x</sub> 濃度測定時の O <sub>2</sub> 濃度測定値 (%) | (1) 6.0 (2) 6.5 (3)                             | (1) 7.0 (2) 6.7 (3)                             | (1) 6.6 (2) 6.9 (3)                             |
| ⑩ SO <sub>x</sub> 濃度測定時の平均 O <sub>2</sub> 濃度 (%)  | 有効数字 3 けた 6.25                                  | 有効数字 3 けた 6.85                                  | 有効数字 3 けた 6.75                                  |
| ⑪ 排出ガス量測定値 (乾き) (m³N/h)                           | (1) 83900 (2) 66200 (3)                         | (1) 69100 (2) 71700 (3)                         | (1) 75000 (2) 72300 (3)                         |
| ⑫ 平均排出ガス量 (m³N/h)                                 | 有効数字 4 けた 65050                                 | 有効数字 4 けた 70400                                 | 有効数字 4 けた 73650                                 |
| ⑬ 排出ガス量測定時の O <sub>2</sub> 濃度測定値 (%)              | (1) 6.0 (2) 6.5 (3)                             | (1) 6.8 (2) 7.3 (3)                             | (1) 7.2 (2) 6.7 (3)                             |
| ⑭ 排出ガス量測定時の平均 O <sub>2</sub> 濃度 (%)               | 有効数字 3 けた 6.25                                  | 有効数字 3 けた 7.05                                  | 有効数字 3 けた 6.95                                  |
| ⑮ 補正排出ガス量 (m³N/h)                                 | 有効数字 4 けた 68480                                 | 有効数字 4 けた 71620                                 | 有効数字 4 けた 75640                                 |
| 硫黄酸化物濃度の測定                                        | ⑯ SO <sub>x</sub> 濃度測定法 ⑰ 採取ガス量 (t)<br>沈殿滴定法 20 | ⑯ SO <sub>x</sub> 濃度測定法 ⑰ 採取ガス量 (t)<br>沈殿滴定法 20 | ⑯ SO <sub>x</sub> 濃度測定法 ⑰ 採取ガス量 (t)<br>沈殿滴定法 20 |

(排出ガス量の補正と理由)

黒液使用量と排出ガス量がほぼ比例するために補正しました。また、SO<sub>x</sub>濃度と排出ガス量測定時の O<sub>2</sub>濃度が異なった

ため、補正しました。  $73,650(\text{m}^3\text{N}/\text{h}) \times \frac{21-6.95}{21-6.75} \times \frac{13,038(\text{kg})}{12,516(\text{kg})} = 75,640(\text{m}^3\text{N}/\text{h})$

< 例示 : 3月分 >

この様式と関連する様式の番号を記入してください。

排出ガスの測定機関 (自社測定の場合は部門) を記入してください。

測定対象施設の最大燃原料使用量を記入してください。なお、使用量の該当する単位を○で囲んでください。

この場合、アフターバーナーに使用した燃料は別に算定してください。

測定点を明確に記入してください。

測定値を明確に記入してください。

連続測定の場合は、測定間隔を ( ) 書きしてください。

SO<sub>2</sub>濃度測定の場合は SO<sub>x</sub>濃度に補正してください。(手引の 48 ページ参照)

SO<sub>x</sub>濃度測定時と排出ガス量測定時の O<sub>2</sub>濃度が異なる場合には、補正してください。

SO<sub>2</sub>・SO<sub>x</sub>濃度の測定法及びその測定の際の ⑰ 採取ガス量を記入してください。

〔記入上の注意〕

- ◎ このb様式は、B様式又はD様式のb欄を用いてSO<sub>x</sub>排出量を算定した場合の測定結果を明らかにするための書類です。記入の際は、34～35ページ「排出ガス測定的一般事項（E様式及びb様式共通）」をまずお読みください。
- ◎ このb様式1枚には、3回分の測定データを記入することができます。
- ◎ このb様式を2枚以上使用する場合、2枚目以降の1～3は、変更がなければ記入する必要はありません。
- ◎ 排出ガスの測定は、2か月に1回以上行ってください。ただし、大気汚染防止法、電気事業法でSO<sub>x</sub>量の常時測定義務がある施設については、1か月間の平均値を用いて月1回の算定としてください。
- ◎ 脱硫装置のある施設で、測定適用期間において、脱硫装置の稼働時間が施設の稼働時間と異なる場合には、処理施設の稼働時と停止時に分けて排出ガスの測定を行い、個々にB様式を作成してください。
- ◎ 右上の工場・事業場名欄に、工場・事業場（会社名等も併せて）の名称を記入してください。
- ◎ 測定値等に係る有効数字の取扱いに十分留意してください。

〔様式内の番号対応説明〕

1. 一般事項

記載例を参照のうえ、記入してください。

（④最大燃原料使用量については、③の施設で使用する燃原料の種類と1時間当たりの最大使用量を記入し、該当する単位を○で囲んでください。使用する燃原料が3種類以上の場合は、SO<sub>x</sub>を排出する主たる燃原料を2種類選んで記入してください。）

2. 排出ガス測定による理由

燃原料から求める方法（A様式）で算定できない理由を具体的に記入してください。

（例）・燃原料が各種の廃棄物であり、使用量、硫黄分等の把握ができない。

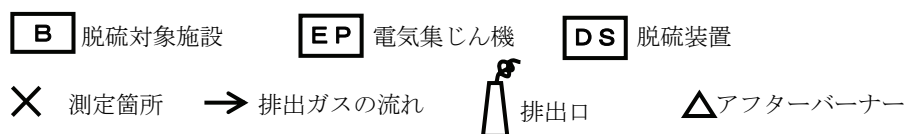
- ・燃原料（例えば黒液）中の燃焼性硫黄分が不明である。（分析データがない）
- ・中間製品等に吸収される硫黄分が不明であり、製品等への脱硫効率の算定が困難である。
- ・排煙脱硫装置を設置し、排出口においてSO<sub>x</sub>濃度と排出ガス量を連続測定し、その測定値を電算機に連続入力し、月間平均値としている。

### 3. 排出ガス経路及び測定位置

測定対象施設の排出ガスが排出口に至るまでの経路及び測定点等を記入してください。

(43～44 ページ等の記載例参照)

[凡例]



(その他、必要がある場合は簡単な説明を空欄に補足してください。)

### 4. 測定及び算定内容

この様式は、3回の測定及び計算ができるようになっていますので、測定値及び計算値等欄の〔 〕内に、その測定回数を順次記入してください。

(例：1枚目〔1〕〔2〕〔3〕、2枚目〔4〕〔5〕〔6〕)

#### ① 測定年月日

SO<sub>x</sub> 濃度と排出ガス量のそれぞれの測定年月日を記入してください。

#### ② 測定適用期間

測定結果を適用する期間を記入してください。

#### ③ 適用期間中における平均燃原料使用量

②の適用期間中において、測定対象施設で使用した燃原料の種類と1時間当たりの平均使用量を記入し、該当する単位を○で囲んでください。

なお、3種類以上の燃原料を使用する施設については、1. ④と同様に SO<sub>x</sub> を排出する主たる燃原料を2種類選んで記入してください。

#### ④ 測定時における燃原料使用量

測定時において、測定対象施設で使用した燃原料の種類と1時間当たりの平均使用量を記入し、該当する単位を○で囲んでください。

なお、3種類以上の燃原料を使用する施設については、1. ④と同様に SO<sub>x</sub> を排出する主たる燃原料を2種類選んで記入してください。

⑤⑨⑬の測定値は、それぞれの測定結果（2回以上）を記入してください。

⑥⑩⑭の平均値は、それぞれの測定値を算術平均してください。

⑥⑩⑭の数値は、有効数字3けたとし、4けた以下は切り捨ててください。また、⑫の数値は、有効数字4けたとし、5けた以下は切り捨ててください。

なお、連続測定器等で、多数の測定値を平均している場合は、平均値だけとし、測定間隔を（ ）書きしてください。

例：1時間間隔の平均SO<sub>2</sub>濃度が238(ppm)の場合

| 項 目                                                                                                                            | ⑥脱硫装置後（出口）のSO <sub>x</sub> 量                                                                                                                                                                                                                      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ②平均 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">SO<sub>2</sub></span> 濃度 (ppm)<br>SO <sub>x</sub> | <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;"> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;">有効数字<br/>3 けた</div> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; font-size: 3em;">}</div> </div> 238 (1 h) |

#### ⑦ SO<sub>2</sub>濃度測定値のSO<sub>x</sub>濃度への補正

SO<sub>x</sub>濃度測定ではなく、SO<sub>2</sub>濃度測定を行っているときは、SO<sub>x</sub>濃度への補正係数をあらかじめ求め（年1回以上、排出ガス中のSO<sub>2</sub>濃度とSO<sub>x</sub>濃度を同時に測定して、SO<sub>x</sub>濃度への補正係数を算出してください。SO<sub>x</sub>濃度<SO<sub>2</sub>濃度の場合は補正係数を1としてください。）、補正SO<sub>x</sub>濃度を算定してください。

補正SO<sub>x</sub>濃度(ppm) = 平均SO<sub>2</sub>濃度(ppm) × SO<sub>x</sub>濃度への補正係数

(例)SO<sub>x</sub>濃度への補正係数

SO<sub>x</sub>濃度を分析した結果が88.5ppmであり、そのときの濃度の指示値が85.9ppmである場合

$$\text{SO}_x \text{濃度への補正係数} = \frac{\text{SO}_x \text{濃度 } 88.5 \text{ ppm}}{\text{SO}_2 \text{濃度 } 85.9 \text{ ppm}} = 1.030 \rightarrow \underline{1.03}$$

なお、SO<sub>x</sub>濃度とSO<sub>2</sub>濃度を並行して測定できない場合は、理論上の補正係数を使用しても差し支えありませんが、根拠となる資料を添付してください。

(参考)

溶液導電率方式、赤外線吸収方式、紫外線吸収方式、紫外線蛍光方式、干渉分光方式及び定電位電解方式による排出ガス測定はSO<sub>2</sub>濃度が対象であるため、SO<sub>x</sub>濃度に補正する必要があります。

#### ⑧ 補正 SO<sub>x</sub> 濃度

補正する必要がない場合は、⑥の値を記入してください。ただし、小数点以下は切り捨てで

す。SO<sub>x</sub>濃度測定ではなく、SO<sub>2</sub>濃度測定を行っている場合は、上記⑦で求めた補正係数を用いて補正SO<sub>x</sub>濃度を求めてください。

(例)ある期間の平均SO<sub>2</sub>濃度が86.2ppmで、SO<sub>x</sub>濃度への補正係数が1.03の場合

補正SO<sub>x</sub>濃度 = 86.2 ppm × 1.03 = 88.786 → 88ppm (小数点以下切捨て)

B様式⑪補正SO<sub>x</sub>濃度及びD様式⑫補正SO<sub>x</sub>濃度は、このb様式における⑧補正SO<sub>x</sub>濃度を記入します。

#### ⑫ 補正排出ガス量

次のイ及びロに該当する場合には、⑫平均排出ガス量(m<sup>3</sup>N/h)を補正したもの（有効数字4けた）を記入してください。

なお、補正する必要のない場合には、⑫の値を記入してください。

イ. ⑩SO<sub>x</sub>（又はSO<sub>2</sub>）濃度測定時の平均O<sub>2</sub>濃度と⑭排出ガス量測定時の平均O<sub>2</sub>濃度が異なる場合

$$\text{⑮補正排出ガス量 (m}^3\text{N/h)} = \frac{\text{⑫平均排出ガス量 (m}^3\text{N/h)} \times \frac{21(\%) - \text{⑭排出ガス量測定時の平均O}_2\text{濃度}(\%) }{21(\%) - \text{⑩SO}_x\text{濃度測定時の平均O}_2\text{濃度}(\%)}$$

(例) SO<sub>x</sub>濃度測定時の平均O<sub>2</sub>濃度            6.15%  
排出ガス量測定時の平均O<sub>2</sub>濃度            5.85%  
平均排出ガス量                                45,930m<sup>3</sup>N/h

$$\text{補正排出ガス量} = 45,930 \times \frac{21 - 5.85}{21 - 6.15} = 46,850 \rightarrow 46,850 \text{m}^3\text{N/h}$$

ロ. 排出ガス量測定時の1時間当たりの燃原料使用量が、適用期間中の1時間当たりの平均燃原料使用量と異なり補正する必要がある場合（この補正はD様式のb欄を用いる場合には、必要ありません。）

※その他測定時の実態に応じて補正する必要がある場合には、その補正理由及び補正方法を明示してください。

B様式⑩補正排出ガス量及びD様式⑳補正排出ガス量は、このb様式における⑮補正排出ガス量を記入してください。

#### ⑯ SO<sub>x</sub>濃度測定法

JIS K 0103のいずれかに該当するSO<sub>x</sub>濃度の測定法を記入してください。（JIS K 0103の測定法には、中和滴定法、沈澱滴定法、イオンクロマトグラフ法、比濁法（光散乱法）があります。他に、JIS B 7981の測定法として溶液導電率方式、赤外線吸収方式、紫外線吸収方式、紫外線蛍光方式、干渉分光方式及び定電位電解方式がありますが、この場合はSO<sub>2</sub>濃度の測定のためSO<sub>x</sub>濃度に補正する必要があります。）

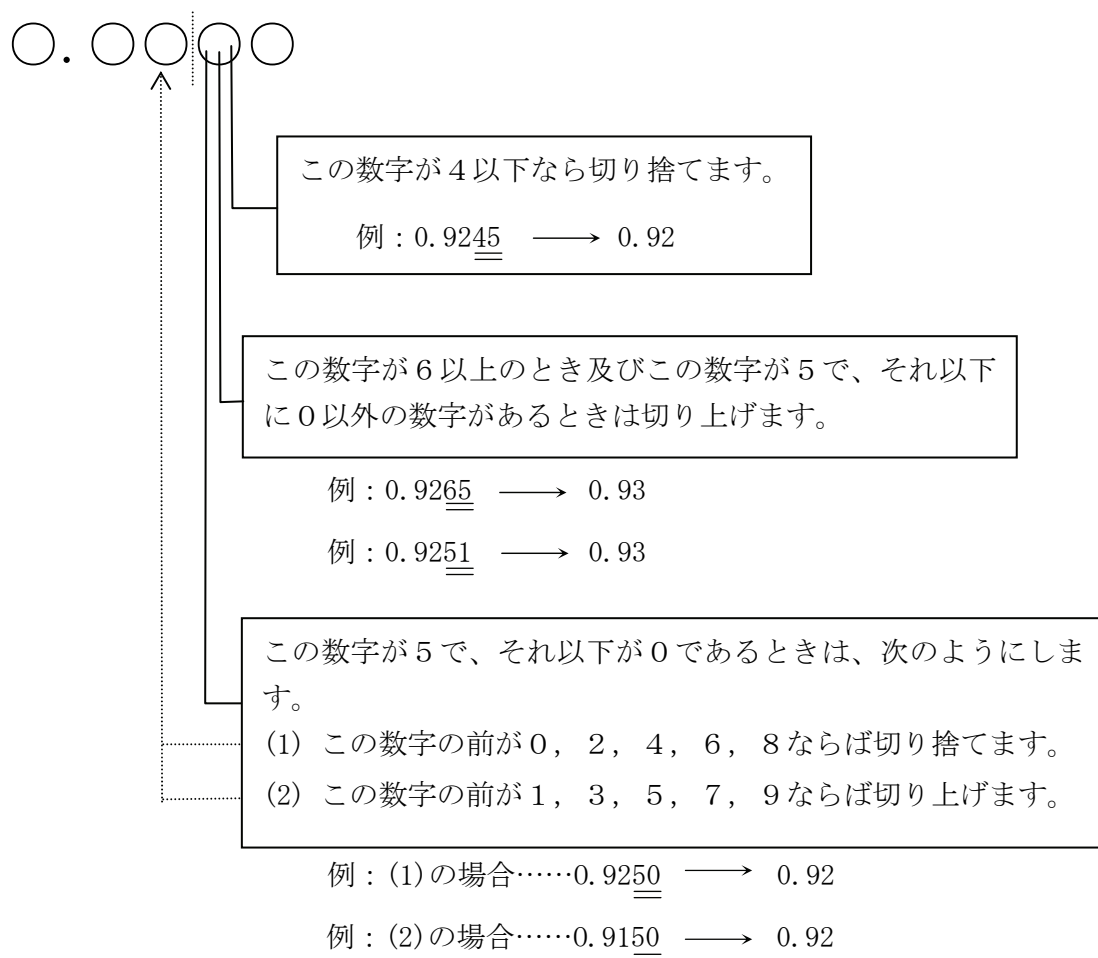
#### ⑰ 採取ガス量

①の濃度測定を行ったときの採取ガス量（吸引ガス量）を記入してください。

《 メ モ 》

### 3 JIS Z 8401による数値の丸め方

例：加重平均した硫黄分の数値を小数点以下2けたまでの数値に丸める場合



#### 丸め方の注意

この丸め方は、元の数値を一段階で丸めなければなりません。

例えば、0.9147 を小数点以下2けたまでの数値に丸めれば0.91となります。

しかし、これを 0.9147 → 0.915 → 0.92 としてはいけません。

(1) 修正申告書及び修正納付書の記載例

なお、この場合には、機構へ事前にご連絡ください。

朱書きで修正  
分と記入して下  
さい。また、①  
申告区分は、  
11 と記入してく  
ださい。

修正前の数字は  
( )書きとし、  
修正した数字を  
その下に記入し  
てください。

## 修正納付書記載例

| 独立行政法人環境再生保全機構                                                       |                                                  | 汚染負荷量賦課金 納付書・領収証書                                                    |          |          |     |                                      | 修正分                     |
|----------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|----------|----------|-----|--------------------------------------|-------------------------|
| 住所<br>983-0001<br>宮城県仙台市城野区港1-2-3                                    | 収納機関                                             | 収納区分                                                                 | 納付義務者番号  | 工場・事業場番号 | C・D | 下記の納付額を領収しました。                       |                         |
|                                                                      | 1                                                | 11                                                                   | 04309012 |          |     | (領収年月日、領収者名及び領収印)又は(領収者名の表示のある領収日付印) |                         |
|                                                                      | 納付期限                                             | 平成 年 月 日                                                             |          |          |     |                                      |                         |
|                                                                      | 受取人                                              | 独立行政法人環境再生保全機構                                                       |          |          |     |                                      |                         |
|                                                                      | 納付目的                                             | 平成25年度汚染負荷量賦課金                                                       |          |          |     |                                      |                         |
|                                                                      | 納付区分                                             | 全期・第1期                                                               |          |          |     |                                      |                         |
| 氏名<br>青空工業 株式会社<br>仙台工場 殿                                            | 複数事業所分をまとめて納付                                    | する ・ <u>しない</u><br><small>(「する」の場合には3枚目裏面に必ずその事業所名等をご記入ください)</small> |          |          |     |                                      | 収入印紙<br><br>〔取扱金融機関が貼付〕 |
|                                                                      | 納付額                                              | 百十億千一百十萬千百十円<br>¥183500                                              |          |          |     |                                      |                         |
| 納付場所<br>独立行政法人環境再生保全機構又は下記の取扱金融機関の本店<br>各都市銀行 各地方銀行<br>商工組合中央金庫 北洋銀行 | なお、裏面取扱金融機関の本支店で納付する場合は、手数料は不要です。<br>(取扱店⇒納付義務者) |                                                                      |          |          |     |                                      |                         |

朱書きで「修正分」と記入して下さい。

収納区分は「11」と記入して下さい。

## 5 業種名とその分類

| 申告書に記入すべき業種名 | 日本標準産業分類 中分類（一部大分類及び小分類を含む。）                                                                                                               |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 02 旅館・飲食店    | 飲食店、旅館その他の宿泊業（ホテルを含む。）、映画業、娯楽業                                                                                                             |
| 03 学校・病院     | 医療業、教育・学習支援業（試験研究機関を含む。）、保健業（保健所、健康相談施設、検疫所（動・植物検疫を除く。）等）                                                                                  |
| 04 浴場業       | 公衆浴場、特殊浴場                                                                                                                                  |
| 05 洗たく業      | 洗たく業（リネンサプライを含む。）、洗張・染物業                                                                                                                   |
| 06 廃棄物焼却場    | 清掃業（公共団体所管のものを含む。）                                                                                                                         |
| 10 農・林・漁業    | 農業、農業・園芸サービス業（ライスセンター等）、林業、狩猟業、漁業、水産養殖業                                                                                                    |
| 11 鉱業        | 金属鉱業、石炭・亜炭鉱業、原油・天然ガス鉱業、その他の鉱業（鉱業法に定める鉱業）                                                                                                   |
| 12 建設業       | 総合工事業（アスファルトプラント等）、職別工事業、設備工事業                                                                                                             |
| 14 電気業       | 電気業（電気事業法に定める電気事業）（J Rの発電所を含む。自家発電は各産業別に含める。）                                                                                              |
| 16 ガス業       | ガス業（ガス事業法に定めるガス事業）                                                                                                                         |
| 20 その他事業場    | 製造業以外で上記に含まれないもの、熱供給業、葬儀・火葬業、分類不能の産業                                                                                                       |
| 21 食料品製造業    | 食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業（食品加工業及び砂糖、清涼飲料、ビール、酒、有機質肥料、たばこの製造業等）                                                                                   |
| 23 繊維工業      | 繊維工業、衣服その他の繊維製品製造業（製糸業、紡績業及び織物、メリヤス、レース、綱、衣服の製造業等並びに染色整理業）                                                                                 |
| 25 木材・木製品工業  | 製材業、木製品製造業、家具・装備品製造業（一般製材業、単板、床板、チップ、合板、パーティクルボード及び家具・装備品製造業等）                                                                             |
| 27 パルプ・紙加工品業 | パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業（パルプ、紙、加工紙、段ボール、セロファン、繊維板の製造業等及び新聞、出版、印刷、製本業等）                                                                        |
| 29 化学工業      | 化学工業（化学肥料、無機化学工業製品、有機化学工業製品、石油化学製品、化学繊維、薬品、洗剤、塗料、化粧品等の製造業等）                                                                                |
| 31 石油・石炭製品業  | 石油製品・石炭製品製造業（石油精製業及び潤滑油、グリース、コークスの製造業）                                                                                                     |
| 33 ゴム・皮革業    | ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製品製造業（タイヤ、チューブ、ゴムベルト、ゴム、革、毛皮製品の製造業等）                                                                                    |
| 35 窯業・土石製造業  | 窯業・土石製品製造業（セメント、ガラス製品、かわら、陶磁器、耐火物、炭素・黒鉛、石綿、石灰の製造業等）                                                                                        |
| 37 鉄鋼業       | 鉄鋼業（製鉄業、製鋼・製鋼圧延業及び鋼材、表面処理鋼材、鍛鋼、鋳鋼、鋅鉄鋳物の製造業等）                                                                                               |
| 39 非鉄金属業     | 非鉄金属製造業（非鉄金属の製錬・精製、圧延業及び鋳物、電線・ケーブルの製造業等）                                                                                                   |
| 41 金属製品業     | 金属製品製造業（洋食器、刃物、手道具、暖房装置、建設用金属製品、くぎ、ねじ、ボルトの製造業等）                                                                                            |
| 43 機械工業      | 一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業、輸送用機械器具製造業、精密機械器具製造業、武器製造業（ボイラ・原動機、建設機械、電気機械・器具、一般産業用機械、通信機械器具、電子計算機、自動車、鉄道車両、船舶、航空機、武器の製造業等） |
| 50 その他製造業    | 楽器、玩具、運動用具、鉛筆、プラスチック成型品等の上記以外の製造業                                                                                                          |

## 6. 商工会議所一覧表

| 都 道<br>府 県 名 | 商 工 会<br>議 所 名                                                       | 都 道<br>府 県 名 | 商 工 会<br>議 所 名            | 都 道<br>府 県 名 | 商 工 会<br>議 所 名                                            | 都 道<br>府 県 名 | 商 工 会<br>議 所 名                                                                                | 都 道<br>府 県 名 | 商 工 会<br>議 所 名                         |     |                                                      |     |                          |     |                                                                                    |     |     |
|--------------|----------------------------------------------------------------------|--------------|---------------------------|--------------|-----------------------------------------------------------|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|----------------------------------------|-----|------------------------------------------------------|-----|--------------------------|-----|------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|
| 北 海 道        | 函 館<br>札 幌<br>旭 川<br>室 蘭<br>釧 路<br>帯 広<br>北 見<br>稚 内<br>紋 別<br>苫 小 牧 | 埼 玉          | 熊 谷<br>さいたま<br>所 沢<br>飯 能 | 石 川          | 金 沢<br>小 松                                                | 滋 賀          | 大 津                                                                                           | 広 島          | 広 島<br>呉<br>福 山<br>大 竹                 |     |                                                      |     |                          |     |                                                                                    |     |     |
|              |                                                                      |              |                           | 福 井          | 福 井<br>敦 賀                                                | 京 都          | 京 都<br>舞 鶴                                                                                    |              |                                        |     |                                                      |     |                          |     |                                                                                    |     |     |
|              |                                                                      |              |                           | 山 梨          | 甲 府                                                       | 大 阪          | 大 阪<br>堺<br>東大阪<br>泉大津<br>高 槻<br>岸和田<br>貝 塚<br>茨 木<br>吹 田<br>八 尾<br>豊 中<br>泉佐野<br>北大阪<br>守口門真 |              |                                        | 山 口 | 下 関<br>宇 部<br>防 府<br>徳 山<br>岩 国<br>小野田               |     |                          |     |                                                                                    |     |     |
|              |                                                                      | 長 野          | 長 野<br>松 本                | 徳 島          | 徳 島                                                       |              |                                                                                               |              |                                        |     |                                                      |     |                          |     |                                                                                    |     |     |
|              |                                                                      |              |                           |              |                                                           |              |                                                                                               | 岐 阜          | 岐 阜<br>大 垣<br>多治見<br>土 岐               |     |                                                      | 香 川 | 高 松                      |     |                                                                                    |     |     |
|              |                                                                      | 青 森          | 青 森<br>弘 前<br>八 戸         | 千 葉          | 銚 子<br>千 葉<br>船 橋<br>木更津<br>市 川<br>松 戸<br>柏<br>市 原<br>野 田 |              |                                                                                               | 静 岡          | 静 岡<br>浜 松<br>沼 津<br>三 島<br>富 士<br>磐 田 | 兵 庫 | 神 戸<br>姫 路<br>尼 崎<br>明 石<br>西 宮<br>伊 丹<br>高 砂<br>加古川 | 愛 媛 | 松 山<br>新居浜               |     |                                                                                    |     |     |
|              |                                                                      | 岩 手          | 盛 岡                       |              |                                                           |              |                                                                                               |              |                                        |     |                                                      | 東 京 | 東 京<br>八王子<br>武蔵野<br>立 川 | 愛 知 | 名 古 屋<br>岡 崎<br>豊 橋<br>半 田<br>一 宮<br>蒲 郡<br>豊 川<br>刈 谷<br>豊 田<br>安 城<br>春日井<br>稲 沢 | 奈 良 | 奈 良 |
|              |                                                                      | 宮 城          | 仙 台                       |              |                                                           | 神 奈 川        | 横 浜<br>横須賀<br>川 崎<br>小田原箱根<br>平 塚<br>藤 沢<br>茅ヶ崎<br>厚 木<br>秦 野<br>鎌 倉<br>相模原                   |              |                                        |     |                                                      | 和歌山 | 和歌山                      |     |                                                                                    |     |     |
| 秋 田          | 秋 田                                                                  | 佐 賀          | 佐 賀                       |              |                                                           |              |                                                                                               |              |                                        |     |                                                      |     |                          |     |                                                                                    |     |     |
| 山 形          | 山 形<br>酒 田                                                           | 長 崎          | 長 崎<br>佐世保                |              |                                                           |              |                                                                                               |              |                                        |     |                                                      |     |                          |     |                                                                                    |     |     |
| 福 島          | 福 島<br>いわき                                                           | 熊 本          | 熊 本                       |              |                                                           |              |                                                                                               |              |                                        |     |                                                      |     |                          |     |                                                                                    |     |     |
| 茨 城          | 水 戸<br>土 浦<br>日 立<br>下 館                                             | 大 分          | 大 分                       |              |                                                           |              |                                                                                               |              |                                        |     |                                                      |     |                          |     |                                                                                    |     |     |
| 栃 木          | 宇都宮<br>足 利                                                           | 宮 崎          | 宮 崎                       |              |                                                           |              |                                                                                               |              |                                        |     |                                                      |     |                          |     |                                                                                    |     |     |
| 群 馬          | 高 崎<br>前 橋                                                           | 鹿 児 島        | 鹿 児 島                     |              |                                                           |              |                                                                                               |              |                                        |     |                                                      |     |                          |     |                                                                                    |     |     |
| 埼 玉          | 川 越<br>川 口                                                           | 富 山          | 富 山<br>高 岡<br>射 水         | 三 重          | 四日市<br>津<br>鈴 鹿                                           |              |                                                                                               | 岡 山          | 岡 山<br>倉 敷<br>備 前                      | 沖 縄 | 那 覇                                                  |     |                          |     |                                                                                    |     |     |

京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山の5府県につきましては、平成25年度より本部管轄となります。

## 7. 関連法令集

### (1) 公害健康被害の補償等に関する法律（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる著しい大気の汚染又は水質の汚濁（水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）の影響による健康被害に係る損害を填補するための補償並びに被害者の福祉に必要な事業及び大気の汚染の影響による健康被害を予防するために必要な事業を行うことにより、健康被害に係る被害者等の迅速かつ公正な保護及び健康の確保を図ることを目的とする。

（汚染負荷量賦課金の徴収及び納付義務）

第52条 機構は、第48条の規定による納付金のうち、第4条第1項の認定に係る被認定者及び認定死亡者に関する補償給付の支給に要する費用並びに第一種地域に係る指定疾病による被害に関して行う公害保健福祉事業に要する費用に充てるためのもの、第13条第2項の規定による支払に要する費用並びに機構が行う事務の処理に要する費用（以下「補償給付支給費用等」という。）の一部に充てるため、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第2項に規定するばい煙発生施設が設置される工場又は事業場を設置し、又は設置していた事業者で、次に掲げるもの（以下「ばい煙発生施設等設置者」という。）から、毎年度、汚染負荷量賦課金を徴収する。

- 一 第一種地域に係る指定疾病に影響を与える大気の汚染の原因である政令で定める物質を排出するばい煙発生施設が設置され、かつ、最大排出ガス量が政令で定める地域の区分に応じて政令で定める量以上である工場又は事業場を、各年度（毎年4月1日から翌年3月31日までをいう。以下この章において同じ。）の初日において設置している事業者
  - 二 第一種地域の指定がすべて解除された場合にあっては、その解除があつた日（以下「基準日」という。）の前日の属する年度（以下「基準年度」という。）の初日において前号の政令で定められていた物質（以下「対象物質」という。）を排出するばい煙発生施設が設置され、かつ、最大排出ガス量が基準年度の初日において同号の政令で定められていた地域の区分に応じて同号の政令で定められていた量以上であつた工場又は事業場を基準年度の初日において設置していた事業者。ただし、基準日以後も基準日前にされた第4条第1項の認定に係る被認定者及び認定死亡者（以下「既被認定者」という。）に関する補償給付支給費用等が生ずる場合に限る。
- 2 第一種地域の指定がすべて解除された場合において、基準日とその属する年度の初日の翌日以後の日であるときは、前項第2号に掲げるばい煙発生施設等設置者に対する同項の規定の適用については、同項中「毎年度」とあるのは、「基準日の属する年度の翌年度から毎年度」とする。
- 3 ばい煙発生施設等設置者は、汚染負荷量賦課金を納付する義務を負う。

(汚染負荷量賦課金の額)

第53条 各ばい煙発生施設等設置者から徴収する汚染負荷量賦課金の額は、次の各号に掲げるばい煙発生施設等設置者の種別に従い、当該各号に定める額とする。

一 前条第1項第1号のばい煙発生施設等設置者 当該ばい煙発生施設等設置者が排出する同号の政令で定める各物質ごとの単位排出量当たりの賦課金額に前年度の初日の属する年における年間排出量を乗じて得た額の合計額

二 前条第1項第2号のばい煙発生施設等設置者 次のイ及びロに掲げる額を合算した額

イ 対象物質ごとの単位排出量当たりの賦課金額に基準日前の既被認定者の指定疾病に影響を与えた大気汚染の状況その他の事情を勘案して政令で定める年から基準年度の前年度の初日の属する年までの期間（以下「算定基礎期間」という。）の各年における対象物質の年間排出量を大気汚染の状況に応じた地域の別その他の事情を勘案して政令で定めるところにより換算して得た量を累積した量（以下「累積量」という。）を乗じて得た額の合計額

ロ 基準日以後に排出される対象物質ごとの単位排出量当たりの賦課金額に前年度の初日の属する年における対象物質の年間排出量を乗じて得た額の合計額

2 前項の年間排出量の算定の方式は、環境省令で定める。

(単位排出量当たりの賦課金額)

第54条 前条第1項第1号の単位排出量当たりの賦課金額は、第3条第1項に掲げる補償給付の種類ごとの受給者見込数及び平均受給金額の見込額その他の事項に基づき算定した補償給付支給費用等に充てるための汚染負荷量賦課金の総額として当該年度において必要であると見込まれる金額（以下「賦課金見込額」という。）のうち既被認定者以外の被認定者及び認定死亡者に関する金額とばい煙発生施設等設置者が排出する第52条第1項第1号の政令で定める各物質ごとの前年度の初日の属する年における総排出量とを基礎として、当該物質による大気汚染の状況に応じた地域の別に従い、政令で定める。

2 次の各号に掲げる単位排出量当たりの賦課金額は、当該各号に掲げる事項を基礎として政令で定める。ただし、第2号に掲げる賦課金額は、同号の対象物質による大気汚染の状況に応じた地域の別に従い定めるものとする。

一 前条第1項第2号イの単位排出量当たりの賦課金額 賦課金見込額のうち既被認定者に関する金額に既被認定者の指定疾病の状況その他の事情を勘案して政令で定める率を乗じて得た額及びばい煙発生施設等設置者が排出した算定基礎期間における対象物質ごとの総累積量

二 前条第1項第2号ロの単位排出量当たりの賦課金額 賦課金見込額のうち既被認定者に関する金額に一から前号の政令で定める率を控除して得た率を乗じて得た額及びばい煙発生施設等設置者が排出する前年度の初日の属する年における対象物質ごとの総排出量

(汚染負荷量賦課金の納付等)

第55条 ばい煙発生施設等設置者は、各年度ごとに、汚染負荷量賦課金を、環境省令で定める事項を記載した申告書に添えて、その年度の初日から45日以内に機構に納付しなければならない。

- 2 前項の申告書には、第52条第1項第1号の政令で定める物質又は基準日以後に排出される対象物質の年間排出量を証する書類として環境省令で定める書類を添付しなければならない。
- 3 機構は、ばい煙発生施設等設置者が第1項に規定する期間内に同項の申告書を提出しないとき、又は同項の申告書に環境省令で定める事項の記載の誤りがあると認めたときは、汚染負荷量賦課金の額を決定し、これをばい煙発生施設等設置者に通知する。
- 4 前項の規定による通知を受けたばい煙発生施設等設置者は、汚染負荷量賦課金を納付していないときは同項の規定により機構が決定した汚染負荷量賦課金の全額を、納付した汚染負荷量賦課金の額が同項の規定により機構が決定した汚染負荷量賦課金の額に足りないときはその不足額を、その通知を受けた日から15日以内に機構に納付しなければならない。
- 5 ばい煙発生施設等設置者が納付した汚染負荷量賦課金の額が、第3項の規定により機構が決定した汚染負荷量賦課金の額をこえる場合には、機構は、そのこえる額について、未納の汚染負荷量賦課金その他この節の規定による徴収金があるときはこれに充当し、なお残余があれば還付し、未納の徴収金がないときはこれを還付しなければならない。

(汚染負荷量賦課金の延納)

第56条 機構は、ばい煙発生施設等設置者の申請に基づき、その者の納付すべき汚染負荷量賦課金を延納させることができる。

(督促及び滞納処分)

第57条 汚染負荷量賦課金その他この節の規定による徴収金を納付しない者があるときは、機構は、期限を指定して督促しなければならない。

- 2 前項の規定により督促するときは、機構は、納付義務者に対して督促状を発する。
- 3 前項の督促状により指定する第1項の期限は、督促状を発する日から起算して10日以上経過した日でなければならない。
- 4 機構は、第1項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までに汚染負荷量賦課金その他この節の規定による徴収金を完納しないときは、納付義務者の住所地又はその財産の所在地の市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）に対して、その徴収を請求することができる。
- 5 市町村は、前項の規定による徴収の請求を受けたときは、地方税の滞納処分の例により、滞納処分をすることができる。この場合においては、機構は、徴収金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。
- 6 市町村が第四項の規定による徴収の請求を受けた日から30日以内に滞納処分に

着手せず、又は90日以内にこれを結了しないときは、機構は、環境大臣の認可を受けて、国税滞納処分の例により、滞納処分をすることができる。

(延滞金)

第58条 前条第1項の規定により汚染負荷量賦課金の納付を督促したときは、機構は、その督促に係る汚染負荷量賦課金の額につき年14.5パーセントの割合で、納付期限の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、督促に係る汚染負荷量賦課金の額が千円未満であるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、汚染負荷量賦課金の額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以降の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる汚染負荷量賦課金の額は、その納付のあつた汚染負荷量賦課金の額を控除した額とする。

3 延滞金の計算において、前2項の汚染負荷量賦課金の額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

4 前3項の規定によつて計算した延滞金の額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

5 延滞金は、次の各号の一に該当する場合には、徴収しない。ただし、第4号の場合には、その執行を停止し、又は猶予した期間に対応する部分の金額に限る。

一 督促状に指定した期限までに汚染負荷量賦課金を完納したとき。

二 納付義務者の住所又は居所がわからないため、公示送達の方法によつて督促したとき。

三 延滞金の額が百円未満であるとき。

四 汚染負荷量賦課金について滞納処分の執行を停止し、又は猶予したとき。

五 汚染負荷量賦課金を納付しないことについてやむを得ない理由があると認められるとき。

(先取特権の順位)

第59条 汚染負荷量賦課金その他この節の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(徴収金の徴収手続)

第60条 汚染負荷量賦課金その他この節の規定による徴収金は、この節に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収する。

(資料の提出)

第60条の2 機構は、汚染負荷量賦課金の徴収に関し必要があると認めるときは、ばい煙発生施設等設置者に対し、文書その他の物件の提出を求めることができる。

(環境省令への委任)

第61条 この節に定めるもののほか、汚染負荷量賦課金その他この節の規定による徴

収金に関し必要な事項は、環境省令で定める。

(ばい煙発生施設等設置者等に対する報告の徴収等)

第141条 環境大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、ばい煙発生施設等設置者又は特定施設等設置者に対し、その業務に関し報告を求め、又はその職員に、ばい煙発生施設等設置者若しくは特定施設等設置者の工場若しくは事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第139条第2項の規定は前項の規定による検査について、同条第3項の規定は前項の規定による権限について準用する。

(罰則)

第146条 次の各号の一に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- 一 第60条の2(第66条において準用する場合を含む。)の規定により文書その他の物件の提出を求められて、これに従わず、又は虚偽の記載をした文書を提出した者
- 二 第136条の規定により報告又は文書その他の物件の提出を求められて、これに従わず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した者
- 三 第140条第1項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

## (2) 旧公害健康被害補償法施行令(抜粋)

(汚染負荷量賦課金の賦課対象物質)

第28条 法第52条第1項の政令で定める物質は、硫黄酸化物とする。

(最大排出ガス量)

第29条 法第52条第1項の最大排出ガス量(同項に規定するばい煙発生施設において発生し、大気中に排出される気体の一時間当りの量を、温度が零度で圧力が一気圧の状態に換算したものの最大値の合計をいう。)につき政令で定める量は、別表第三の第二欄に上げる地域の区分に応ずる同表第三欄に掲げる量とする。

(単位排出量当りの賦課金額)

第30条 法第54条の政令で定める単位排出量当たりの賦課金額は、温度が零度で圧力が一気圧の状態に換算した硫黄酸化物一立方メートルにつき、別表第三の第二欄に掲げる地域の区分に応ずる同表の第四欄に掲げる金額とする。

別表第三（第29条、第30条関係）

|   |                                            |                        |    |
|---|--------------------------------------------|------------------------|----|
| 1 | 別表第一の二十八の項から三十一の項まで及び三十二の項に掲げる地域           | 5, 000 m <sup>3</sup>  | 省略 |
| 2 | 別表第一の二の項から二十二の項までに掲げる地域                    | 5, 000 m <sup>3</sup>  | 省略 |
| 3 | 別表第一の一の項、二十四の項、二十五の項及び三十一の二の項に掲げる地域        | 5, 000 m <sup>3</sup>  | 省略 |
| 4 | 別表第一の二十三の項、二十六の項、二十七の項及び三十三の項から三十七の項に掲げる地域 | 5, 000 m <sup>3</sup>  | 省略 |
| 5 | 別表第一に掲げる地域以外の地域                            | 10, 000 m <sup>3</sup> | 省略 |

（指定地域解除 昭和63年3月1日）

### （3）公害健康被害の補償等に関する法律施行令（抜粋）

（政令で定める年）

第31条 法第53条第1項第2号イの政令で定める年は、法第52条第1項第2号に規定する基準年度の前年度の初日の属する年（別表第四において「基準年」という。）の4年前の年とする。

（年間排出量の換算の方法）

第32条 法第53条第1項第2号イの規定による法第52条第1項第2号に規定する対象物質（以下「対象物質」という。）の年間排出量の換算は、法第53条第1項第2号イに規定する算定基礎期間の各年における対象物質の年間排出量に別表第四の第二欄に掲げる地域の区分に従い、それぞれ、各年ごとに定める数を乗ずることにより行うものとする。

### （4）公害健康被害の補償等に関する法律施行規程（抜粋）

（年間排出量の算定の方式）

第3条 法第53条第2項の環境省令で定める同条第1項の年間排出量の算定の方式は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める算式により得た値の硫黄酸化物の量（温度が零度で圧力が一気圧の状態に換算した立方メートルをいう。以下この条において同じ。）を合計するものとする。ただし、これとは別の方式により年間排出量が算定できるときは、この限りでない。

一 使用する原材料又は燃料が液体又は固体の場合にあつては、それぞれ、使用する原材料又は燃料の別に応じて次のいずれかの算式により算出するものとする。

イ 原材料又は燃料の前年における使用量（単位 リットル）×原材料又は燃料の密度（単位 グラム毎立方センチメートル）×原材料又は燃料中の硫黄分の成分割合（単位 重量比）×（22.4／32）

ロ 原材料又は燃料の前年における使用量（単位 キログラム）×原材料又は燃料

中の硫黄分の成分割合（単位 重量比）×（22.4／32）

- 二 使用する原材料又は燃料が気体の場合にあつては、それぞれ、使用する原材料又は燃料の別に応じて次の算式により算出するものとする。

原材料又は燃料の前年における使用量（単位 温度が零度で圧力が一気圧の状態に換算した立方メートル）×原材料又は燃料中の硫黄分の成分割合（単位 容量比）

- 2 前項の場合において、脱硫（原材料中又は製品等中に吸収されること及び原材料中又は灰分中に残留することを含む。第6条第1項第6号において同じ。）により除去される硫黄酸化物の量は排除して算定するものとする。

（納付の方法）

- 第5条 汚染負荷量賦課金は、これを工場又は事業場を単位として納付するものとする。  
ただし、納付義務者（法第52条第3項の規定により汚染負荷量賦課金を納付する義務を負うばい煙発生施設等設置者をいう。次条第2項、第7条、第8条及び第9条第2項において同じ。）が、これによらない旨をあらかじめ機構に届け出たときは、これとは別の方法により納付することができる。

（添付書類）

- 第6条 法第55条第2項の環境省令で定める書類は、次のとおりとする。

- 一 第3条第1項本文の年間排出量の算定の方式による算定の過程を示す書類
- 二 第3条第1項ただし書の年間排出量の算定の方式により算定する納付義務者にあつては、その算定の過程を示す書類及びその算定の基礎となつた数値の根拠を明らかにすることができる書類
- 三 前年度の初日の属する年における原材料又は燃料の使用量を明らかにすることができる書類
- 四 原材料又は燃料中の硫黄分の成分割合を明らかにすることができる書類
- 五 原材料又は燃料の密度を明らかにすることができる書類
- 六 脱硫により除去される硫黄酸化物がある場合にあつては、脱硫の程度及びその根拠を明らかにすることができる書類

（フレキシブルディスクによる手続）

- 第6条の2 法第55条第2項の規定に基づく同条第1項の申告書への前条の書類の添付については、第4条第1項各号に定める事項及び当該書類の作成に必要な事項を記録したフレキシブルディスクを添付することにより、行うことができる。

（フレキシブルディスクの構造）

- 第6条の3 前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- 一 日本工業規格X6221に適合する90ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ
- 二 日本工業規格X6223に適合する90ミリメートルフレキシブルディスクカー

## トリッジ

### (フレキシブルディスクの記録方式)

第6条の4 第6条の2の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

一 トラックフォーマットについては、前条第1号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本工業規格X6 2 2 2、同条第2号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本工業規格X6 2 2 4又はX6 2 2 5

二 ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格X0 6 0 5

三 文字の符号化表現については、日本工業規格X0 2 0 8附属書一

2 第6条の2の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本工業規格X0 2 0 1及びX0 2 0 8による図形文字並びに日本工業規格X0 2 1 1による制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。

### (フレキシブルディスクにはり付ける書面)

第6条の5 第6条の2のフレキシブルディスクには、日本工業規格X6 2 2 1又はX6 2 2 3によるラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一 汚染負荷量賦課金の納付義務者の氏名又は名称及び汚染負荷量賦課金申告書（様式第一号）中の汚染負荷量賦課金番号

二 法第55条第1項の申告書の提出年月日

### (書類の保存義務)

第19条 ばい煙発生施設等設置者若しくは特定施設等設置者又はばい煙発生施設等設置者若しくは特定施設等設置者であつた者は、法又はこの省令による書類を、その完結の日から5年間保存しなければならない。

### (代理人選任の届出)

第20条 ばい煙発生施設等設置者又は特定施設等設置者は、法の規定に基づいてばい煙発生施設等設置者又は特定施設等設置者がしなければならない事項につき、代理人をして処理させようとするときは、あらかじめ、文書でその旨を機構に届け出なければならない。

### (電子情報処理組織による申告等)

第22条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定に基づき、電子情報処理組織を使用した法第55条第1項の規定による申告書の提出、法第56条の規定による延納の申請、第5条ただし書の規定による別の方法による納付の届出及び第20条の規定による代理人選任の届出（以下「電子申告等」という。）を行おうとする者は、あらかじめ、電子申告等を行う者の氏名その他必要な事項を文書で機構に届け出なければならない。

- 2 機構は、前項の規定による届出を受けたときは、識別番号及び暗証番号を付し、これらの番号を電子申告等を行う者として届け出られた者に通知するものとする。
- 3 電子申告等を行う者は、機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な様式に記録すべき事項（次項において「電子申告等記録事項」という。）その他必要な事項を、電子申告等を行う者の使用に係る電子計算機であつて次に掲げる技術的基準に適合するものから入力して、電子申告等を行わなければならない。
  - 一 機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手した様式に入力できる機能
  - 二 機構の使用に係る電子計算機と通信できる機能
- 4 前項の規定により電子情報処理組織を使用した法第55条第1項の規定による申告書の提出を行う者は、第6条の2の規定にかかわらず、第6条各号に掲げる書類に記載すべき事項を電子申告等記録事項と併せて入力し、これを送信しなければならない。

## 申告等に関連する諸届出書式・記載例

届出書は、「代理人選任・解任届出書」と「名称等変更届出書」の2種類があります。該当する事項に変更が生じたときは、届出書1部を速やかに機構又は商工会議所に提出してください。

なお、届出書の書式は手引の巻末につけてありますので、コピーしてお使いください。

また、これらの届出書は賦課金ホームページ(汚染負荷量賦課金申告のご案内<http://www.erca.go.jp/fukakin/>)にも掲載しておりますので、必要な届出書をダウンロードし、記入事項を入力の上、プリントアウトすることもできます。

### (1) 代理人選任・解任届出書記載例

| ばい煙発生施設等設置者<br>特定施設等設置者                      |                                                               | 代理人選任・解任届出書                      |                 |
|----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|----------------------------------|-----------------|
| 賦課金番号                                        | 0   3   3   0   9   0   1   2                                 | 申告書にプレプリントしてある<br>賦課金番号を記入してください |                 |
| ばい煙発生施設<br>又は特定施設を<br>設置し、又は設置して<br>いた工場・事業場 | (名称)<br><br>仙台工場                                              | (所在地)<br><br>宮城県仙台市宮城野区港1-2-3    |                 |
| 選任                                           | 氏名<br>大森 一夫                                                   | 新代理人の役職等                         | 電話 022-562-8181 |
| 代理人                                          | 住所<br>宮城県仙台市宮城野区港1-2-3                                        | 選任した日                            | 平成25年 4月 1日     |
| 旧代理人                                         | 鎌田 浩二                                                         | 解任した日※                           | 平成25年 3月31日     |
| 代理人が行う<br>べき事項の範囲                            | 公害健康被害の補償等に関する法律の規定に基づいてばい煙発生<br>施設等設置者又は特定施設等設置者がしなければならない事項 |                                  |                 |

平成 25年 4月 1日

公害健康被害の補償等に関する法律施行規程第20条の規定により、  
上記のとおり届け出ます。

**間違いの多い例として、支店長や代理人  
本人が届出者になっているケースがあり  
ます。必ず代表者にしてください。**

届出者 氏名又は名称及び住所並びに  
法人にあってはその代表者の氏名

神奈川県川崎市幸区大宮町1310  
青空工業株式会社  
代表取締役社長 青空 一郎 (印)

**代表者の印を押印  
してください。**

独立行政法人環境再生保全機構理事長 殿

注※ 「解任代理人氏名」及び「解任した日」欄は、以前に代理人を  
選任していない場合は、記入する必要はありません。

〔記入上の注意〕

◎ 汚染負荷量賦課金番号

申告書に記載のある汚染負荷量賦課金番号をご記入ください。

◎ ばい煙発生施設又は特定施設等を有する工場・事業場（名称・所在地）

申告対象となる対象工場・事業場の名称・所在地・電話番号を記入してください。

◎ 選任代理人氏名・選任日

選任する代理人氏名並びに選任日を記入してください。

◎ 施設等設置者との関係

施設等設置者との関係を記入してください。

◎ 解任代理人氏名・解任日

解任する代理人氏名並びに解任日を記入してください。

◎ 年月日

提出する日を記入してください。

◎ 届出者

ばい煙発生施設又は特定施設等を有する者の名称（法人名等）、住所、代表者等氏名を明記の上、押印してください。

また、この届出書は、代表者が行う行為を、代理人に処理させようとするものであるため、届出者欄は必ず組織の代表者としてください。

◎ オンライン申告を行っている方

オンライン申告を行っている事業者で、代理人で認証情報を取得している場合は、「電子申告等届出書」が「代理人選任・解任届出書」を兼ねていますので、代理人を変更する場合は「電子申告等届出書」を提出して新しい認証情報を取得してください。

## (2) 名称等変更届出書記載例

## 名 称 等 変 更 届 出 書

平成 25 年 4 月 22 日

独立行政法人環境再生保全機構理事長 殿

申告書にプレプリント  
してある賦課金番号を  
記入してください。

納付義務者又は  
届出者を記入し  
てください。

届出者

氏名又は名称  
住所  
代表者又は選任代理人

氏名又は名称及び住所並びに法人  
にあってはその代表者又は選任代理人

関東青空株式会社  
神奈川県川崎市幸区大宮町1310  
代表取締役 山田 勝重

代表者又は代理  
人の印を押して  
ください。

印

次のとおり変更があったので、届け出ます。

|                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                               |      |   |       |   |      |   |              |                                |  |
|---------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|------|---|-------|---|------|---|--------------|--------------------------------|--|
| 賦 課 金 番 号                       | 1                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 2                             | 3    | 4 | 5     | 6 | 7    | 8 | 変 更 年 月 日    | 平成 25 年 4 月 10 日               |  |
| 変更理由<br>(該当するところに☑<br>を付けて下さい。) | <input checked="" type="checkbox"/> 商号変更 <input type="checkbox"/> 営業譲渡 <input checked="" type="checkbox"/> 本社の住所変更 <input type="checkbox"/> 工場等の閉鎖・廃止<br><input type="checkbox"/> 工場名の変更 <input type="checkbox"/> 施設の賃貸借 <input type="checkbox"/> 清算終了 <input checked="" type="checkbox"/> 工場等の移転・閉鎖・廃止に伴う申告書の送付先変更<br><input type="checkbox"/> 合併 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 工場等の移転 <input type="checkbox"/> 市町村の合併に伴う住居表示等の変更<br><input type="checkbox"/> その他 ( |                               |      |   |       |   |      |   |              |                                |  |
| 項 目                             | 変 更 前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                               |      |   |       |   |      |   | 変 更 後        |                                |  |
| ① 納付義務者<br>(ばい煙発生施設等設置者)        | フリガナ                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | カントウコウギョウカブシキカイシャ             |      |   |       |   |      |   |              | カントウアオゾラカブシキカイシャ               |  |
|                                 | 名 称<br>(法人名等)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 関東工業株式会社                      |      |   |       |   |      |   |              | 関東青空株式会社                       |  |
|                                 | 住 所<br>(本店等所在地)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 〒 106-0032<br>東京都港区六本木4-1-4   |      |   |       |   |      |   |              | 〒 212-8554<br>神奈川県川崎市幸区大宮町1310 |  |
|                                 | ※1<br>代表者氏名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                               |      |   |       |   |      |   |              |                                |  |
| ② 申告対象工場・事業場                    | フリガナ                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | アサカコウジョウ                      |      |   |       |   |      |   |              |                                |  |
|                                 | 名 称<br>(申告対象工場等名称)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 朝霞工場                          |      |   |       |   |      |   |              | (廃止)                           |  |
|                                 | 住 所<br>(申告対象工場等所在地)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 〒 106-0032<br>埼玉県朝霞市本町150-254 |      |   |       |   |      |   |              |                                |  |
| ※2<br>③ 送付先<br>(申告書等)           | フリガナ                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                               |      |   |       |   |      |   |              | カントウアオゾラカブシキカイシャ ソウムブソウムカ      |  |
|                                 | 名 称<br>(法人名部課等)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                               |      |   |       |   |      |   |              | 関東青空株式会社 総務部総務課                |  |
|                                 | 住 所                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                               |      |   |       |   |      |   |              | 〒 212-8554<br>神奈川県川崎市幸区大宮町1310 |  |
| 連絡担当者氏名                         | 森口 学                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                               | 所属部課 |   | 環境安全課 |   | 電話番号 |   | 044-520-9549 |                                |  |

変更箇所だけ記入してください。

※1 代表者だけの変更の場合、届出する必要はありません。

※2 送付先欄には工場・事業場の移転、閉鎖等によって今後申告書の送付先を変更する場合に記載してください。

注1 記載にあたっては、変更箇所だけ記入してください。

注2 工場・事業場の合併、分割、譲渡等で電子申告等を行う者に変更があった場合は、新しい認証情報が必要となりますので  
再度「電子申告等届出書」の提出が必要となります。この場合、旧認証情報は、無効となります。

担当者の連絡先  
等を必ず記入し  
てください。

〔記入上の注意〕

◎ 届出者

届出者の氏名又は名称・住所・代表者名を記入し、押印してください。

また、代理人を選任している場合は、氏名又は名称・住所・代理人の氏名を記入し押印してください。

◎ 汚染負荷量賦課金番号

申告書に記載のある汚染負荷量賦課金番号をご記入ください。

◎ 変更年月日

下記変更理由の変更年月日を記入してください。

◎ 変更理由

該当する変更理由にレ点を付してください。該当理由が無い場合は、その他の欄に記入してください。

以下の項目は、変更があった箇所の変更前及び変更後を記入してください。

① 納付義務者（名称・住所・代表者氏名）

名称・住所・代表者氏名欄は、法人名や本社等の住所が変更になった場合等に記入してください。（代表者だけの変更の場合には、届出は不要です。）

② 申告対象工場・事業場（名称・所在地）

申告対象工場・事業場の名称・住所表示が変更になった場合等に記入してください。

③ 送付先

工場・事業場の移転、閉鎖によって今後申告書の送付先を変更する場合に記入してください。

◎ 連絡担当者氏名・所属部課・電話番号

この届出について、ご連絡をさせて頂く場合の連絡先を記入してください。

上記届出の内容を確認させて頂く書類として下記の書類等（客観的に分かるもの）を添付してください。

| 名称変更の理由         | 添付書類                                                                     |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------|
| (1)全面廃止又は工場移転   | 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設使用廃止届出書(写)                                             |
| (2)合併           | ① 合併契約書(写)<br>② 会社登記簿謄本(写)                                               |
| (3)営業譲渡※・施設の賃貸借 | ① 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設承継届出書(写)<br>② 営業譲渡契約書(写)、賃貸借契約書(写) 等<br>③ 会社登記簿謄本(写) |
| (4)会社分割         | ① 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設承継届出書(写)<br>② 分割契約書類(写) 等<br>③ 会社登記簿謄本(写)            |

注※ 営業譲渡の場合、営業譲渡後の納付義務者については、納付義務者と譲渡先との資本関係の有無等によって決まるので、届出を提出する前に機構に相談してください。

代理人選任・解任届出書

|                                              |    |                                                           |  |  |            |    |       |
|----------------------------------------------|----|-----------------------------------------------------------|--|--|------------|----|-------|
| 賦課金番号                                        |    |                                                           |  |  |            |    |       |
| ばい煙発生施設<br>又は特定施設を<br>設置し、又は設置して<br>いた工場・事業場 |    | (名称)                                                      |  |  | (所在地)      |    |       |
|                                              |    |                                                           |  |  | 電話         |    |       |
| 選任                                           | 氏名 |                                                           |  |  | 施設等設置者との関係 |    |       |
| 代理人                                          | 住所 |                                                           |  |  | 選任した日      | 平成 | 年 月 日 |
| 解任代理人氏名※                                     |    |                                                           |  |  | 解任した日※     | 平成 | 年 月 日 |
| 代理人が行うべき事項の範囲                                |    | 公害健康被害の補償等に関する法律の規定に基づいてばい煙発生施設等設置者又は特定施設等設置者がしなければならない事項 |  |  |            |    |       |

平成 年 月 日

公害健康被害の補償等に関する法律施行規程第20条の規定により、  
上記のとおり届け出ます。

氏名又は名称及び住所並びに  
届出者 法人にあってはその代表者の氏名

印

獨立行政法人環境再生保全機構理事長 殿

注※ 「解任代理人氏名」及び「解任した日」欄は、以前に代理人を選任していない場合は、記入する必要はありません。

# 名称等変更届出書

平成 年 月 日

独立行政法人環境再生保全機構理事長 殿

届出者

氏名又は名称及び住所並びに法人  
にあつてはその代表者又は選任代理人

氏名又は名称  
住所  
代表者又は選任代理人

印

次のとおり変更があったので、届け出ます。

|                                                                 |                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |  |  |      |  |  |  |       |      |   |   |   |
|-----------------------------------------------------------------|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|------|--|--|--|-------|------|---|---|---|
| 賦課金番号                                                           |                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |  |  |      |  |  |  | 変更年月日 | 平成   | 年 | 月 | 日 |
| 変更理由<br>(該当するところに <input checked="" type="checkbox"/> を付けて下さい。) |                             | <div><input type="checkbox"/> 商号変更    <input type="checkbox"/> 営業譲渡    <input type="checkbox"/> 本社の住所変更    <input type="checkbox"/> 工場等の閉鎖・廃止<br/><input type="checkbox"/> 工場名の変更    <input type="checkbox"/> 施設の賃貸借    <input type="checkbox"/> 清算終了    <input type="checkbox"/> 工場等の移転・閉鎖・廃止に伴う申告書の送付先変更<br/><input type="checkbox"/> 合併    <input type="checkbox"/> 会社分割    <input type="checkbox"/> 工場等の移転    <input type="checkbox"/> 市町村の合併に伴う住所表示等の変更<br/><input type="checkbox"/> その他 ( )</div> |  |  |      |  |  |  |       |      |   |   |   |
| 項 目                                                             |                             | 変 更 前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |  |  |      |  |  |  | 変 更 後 |      |   |   |   |
| ① 納付義務者<br>(ばい煙発生施設等設置者)                                        | フリガナ<br>名 称<br>(法人名等)       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |  |  |      |  |  |  |       |      |   |   |   |
|                                                                 | フリガナ<br>住 所<br>(本店等所在地)     | 〒                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |  |  |      |  |  |  | 〒     |      |   |   |   |
|                                                                 | ※1<br>代表者氏名                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |  |  |      |  |  |  |       |      |   |   |   |
|                                                                 | フリガナ<br>名 称<br>(申告対象工場等名称)  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |  |  |      |  |  |  |       |      |   |   |   |
| ② 申告対象工場・事業場                                                    | フリガナ<br>住 所<br>(申告対象工場等所在地) | 〒                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |  |  |      |  |  |  | 〒     |      |   |   |   |
|                                                                 | フリガナ<br>名 称<br>(法人名部課等)     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |  |  |      |  |  |  |       |      |   |   |   |
| ※2<br>③ 送付先<br>(申告書等)                                           | フリガナ<br>住 所                 | 〒                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |  |  |      |  |  |  | 〒     |      |   |   |   |
|                                                                 | 連絡担当者氏名                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |  |  | 所属部課 |  |  |  |       | 電話番号 |   |   |   |

※1 代表者だけの変更の場合、届出する必要はありません。  
※2 送付先欄には工場・事業場の移転、閉鎖等によって今後申告書の送付先を変更する場合に記載してください。  
注1 記載にあたっては、変更箇所だけ記入してください。  
注2 工場・事業場の合併、分割、譲渡等で電子申告等を行う者に変更があった場合は、新しい認証情報が必要となりますので再度「電子申告等届出書」の提出が必要となります。この場合、旧認証情報は無効となります。

\_\_\_\_\_ め 七 \_\_\_\_\_



# 独立行政法人環境再生保全機構

URL ① <http://www.erca.go.jp/fukakin/>

(汚染負荷量賦課金申告に関する情報)

② <http://www.erca.go.jp/>

(機構業務案内等に関する情報)

## ■ 本部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310  
ミュージア川崎セントラルタワー 8F

FAX 044-520-2133

Eメール [h-gyoumu@erca.go.jp](mailto:h-gyoumu@erca.go.jp)

### ① 申告手続等に関する一般事項の照会

TEL 044-520-9544 補償業務部業務課

### ② オンライン申告・FD申告に関する事項の照会

TEL 044-520-9545 補償業務部業務課

フリーダイヤル 0120-135-304

### ③ 申告等賦課金算定に関する事項の照会

TEL 044-520-9547 補償業務部調査管理課

### ④ 汚染負荷量賦課金の納付に関する事項の照会

TEL 044-520-9553 補償業務部業務課

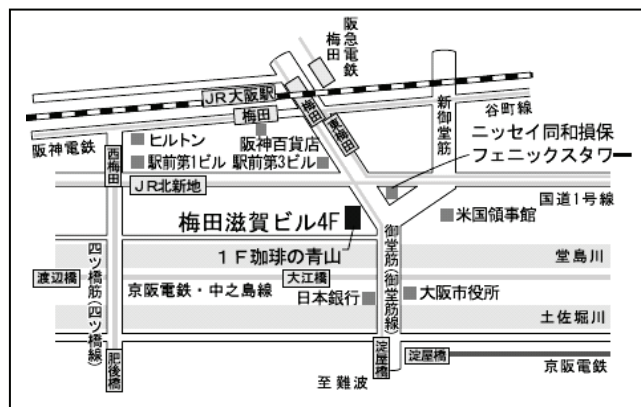
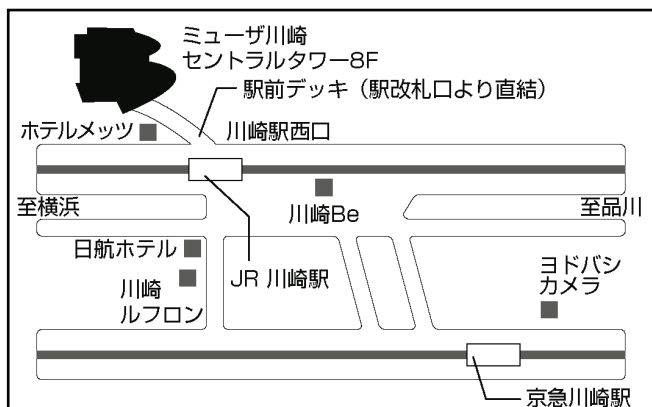
## ■ 大阪支部 (平成 25 年 6 月 28 日(金)廃止予定)

〒530-0002 大阪府大阪市北区曽根崎新地 1-1-49  
梅田滋賀ビル 4F

TEL 06-6342-0780

FAX 06-6342-0260

Eメール [osaka@erca.go.jp](mailto:osaka@erca.go.jp)



この手引についてわからないことがありましたら、独立行政法人環境再生保全機構にお問い合わせください。